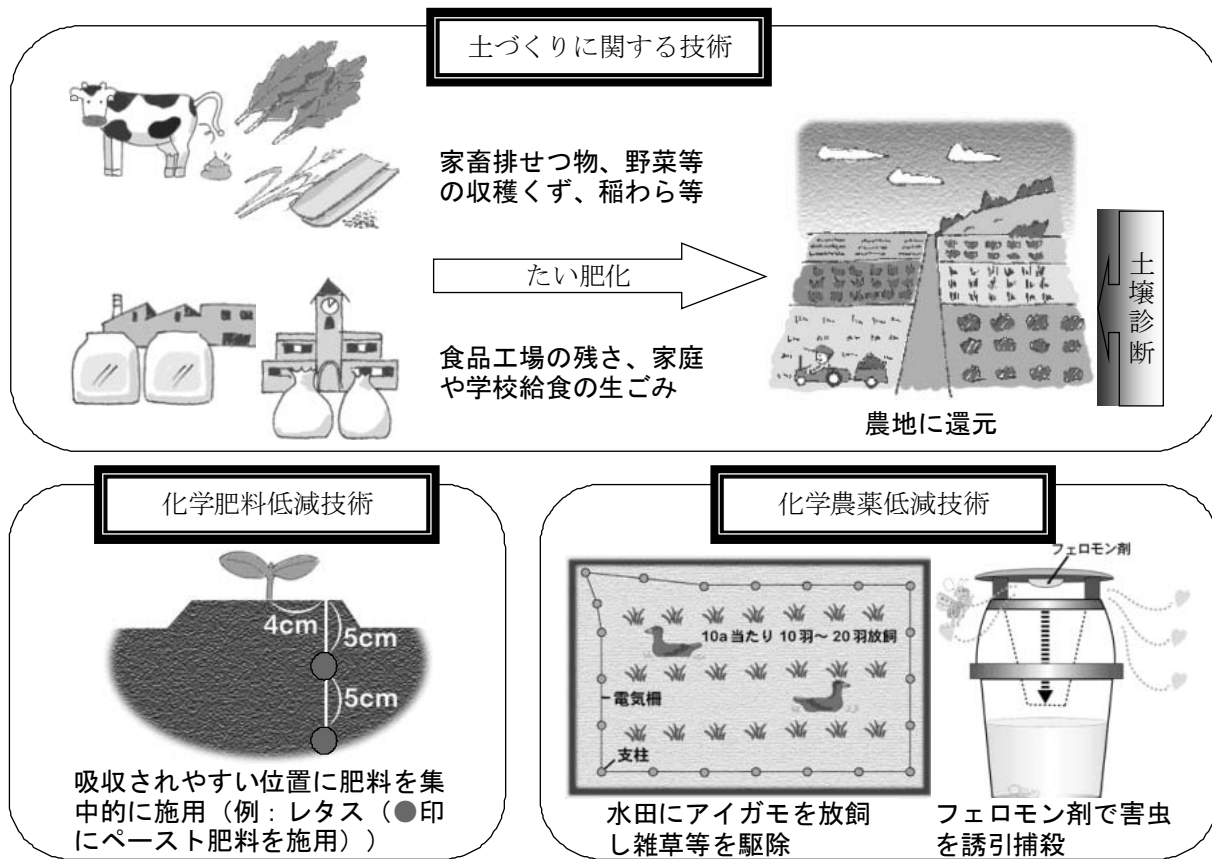


(環境保全型農業の実現に向けた様々な技術の普及・定着を推進)

農業のもつ自然循環機能を活かし、生産性との調和等に留意した環境保全型農業の実現に向けて、様々な技術が導入されている(図Ⅱ-79)。

図Ⅱ-79 環境保全型農業技術の例



資料：農林水産省作成。

<事例：環境に配慮した農業技術の実践の取組>

石川県加賀市のJ A加賀ブロッコリー部会では、消費者の安全志向の高まりや産地間競争の激化に対応するため、14年度からブロッコリー栽培において、環境と調和した持続的な農業生産方式(①土づくり、②化学肥料低減技術、③化学農薬低減技術)を導入する取組を始めた。16年3月には、部会員40名全員で「石川県エコ農業者」の認定を受け、産地全体での取組をすすめてきた。

具体的には、土づくりとして、前作のすき込み、たい肥の施用、緑肥作物(ソルゴー等)の導入を行っており、新たに食品残さい肥の投入による資源の循環型農業も試験的に取り組んでいる。また、化学肥料低減技術として、緩効性肥料の施用を行っており、苗箱施肥や局所施肥等の新技術の導入により化学肥料を慣行栽培から3割減らす試験も実施している。さらに、化学農薬低減技術として、生物農薬を使用するとともに、非散布型農薬である性フェロモン剤による防除試験、フェロモントラップを利用した害虫の発生消長に基づく防除を実施している。

地図



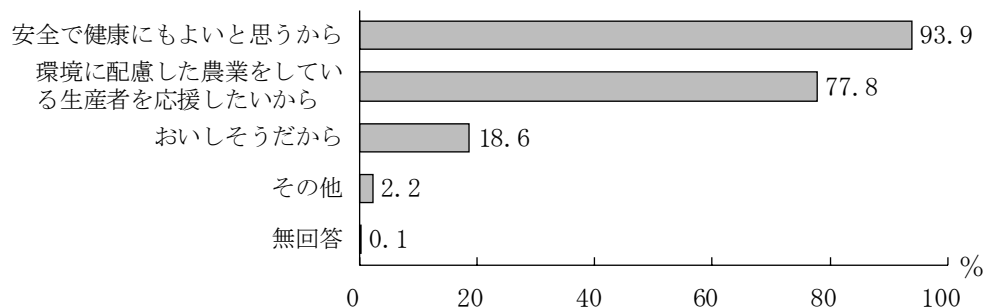
局所施肥の様子

### （環境に配慮した農産物の購入ニーズ）

環境保全型農業の取組の広がり背景には、環境に配慮した農産物への消費者の購買ニーズがある。環境に配慮した農産物の購入に関する消費者の意向をみると、「購入したいと思う」が63.2%、「どちらかといえば購入したいと思う」が35.4%と、合わせてほぼ10割の者が購入したいと考えている<sup>\*1</sup>。

また、その理由として、「安全で健康にもよいと思うから」に次いで、「環境に配慮した農業をしている生産者を応援したいから」となっている（図Ⅱ－80）。

図Ⅱ－80 消費者が環境に配慮した農産物を購入したいと思う理由（複数回答）



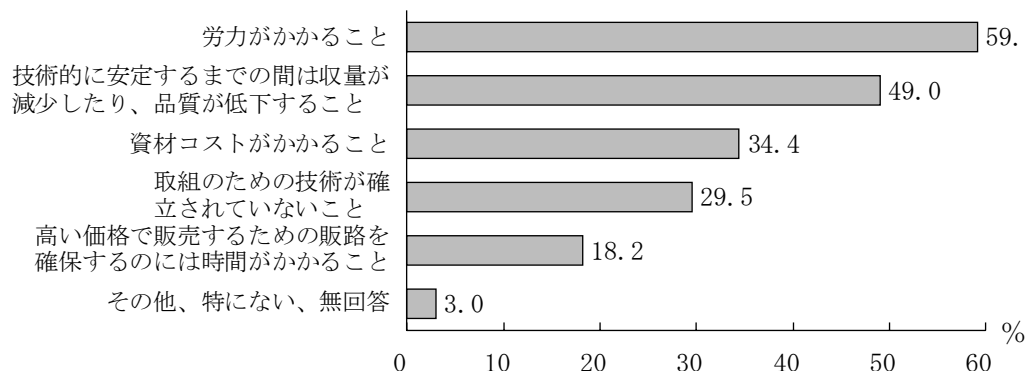
資料：農林水産省「農産物の生産における環境保全に関する意識・意向」（18年2月公表）

注：全国の消費情報提供協力者1,480名を対象として実施（回収率91.7%）。

### （労力負担増が課題）

一方、こうした農産物の生産について、農業者は、労力負担の増加、収量の減少や品質の低下、生産資材コストの増加等を問題点としてあげている（図Ⅱ－81）。

図Ⅱ－81 農業者が環境に配慮した農産物の生産に取り組むうえでの問題点（複数回答）



資料：農林水産省「農産物の生産における環境保全に関する意識・意向」（18年2月公表）

注：全国の農業者モニター3,224名を対象として実施（回収率75.8%）。

### （農地・水・環境保全向上対策を契機とした点から面への取組拡大が重要）

今後、環境保全型農業の取組をさらに推進していくためには、このような農業者のかかえる問題点の解決に努めるとともに、特定の農業者による点としての実践から、複数農業者、さらには集落・地域全体の取組による面的拡大への進展を図ることも重要である。

このため、経営所得安定対策等大綱に基づき19年度より導入される「農地・水・環境保全向上対策」を契機として、環境保全型農業の面的な取組の拡大が図られることが望まれる。

\*1 農林水産省「農産物の生産における環境保全に関する意識・意向」（18年2月公表）。図Ⅱ－80注釈参照。

## 第III章

### 農村地域の活性化と共生・対流の促進

(写真を挿入予定)

農村地域では、人口の自然減や人口流出、高齢化の進展により、様々な役割を担う農業集落の活動に影響が及び、農業の多面的機能の発揮に深くかかわる地域資源の保全管理が困難になるとともに、中山間地域を中心に野生鳥獣による被害が深刻化している。

本章では、これらの状況を踏まえ、集落活動の動向分析や鳥獣害対策の取組とともに、「車の両輪」となって地域経済を支えている農業と食品産業の連携強化を通じた農業・農村の活性化や、資源や環境の保全と質的向上を図る「農地・水・環境保全向上対策」の導入等について記述する。

また、都市と農村の共生・対流について、団塊世代や若者を中心とした定住へのニーズを踏まえた取組、都市農業の役割等について整理したうえで、多様な主体の参画・連携による地域活性化に向けた取組の重要性を明らかにする。

## 第1節 農村の現状

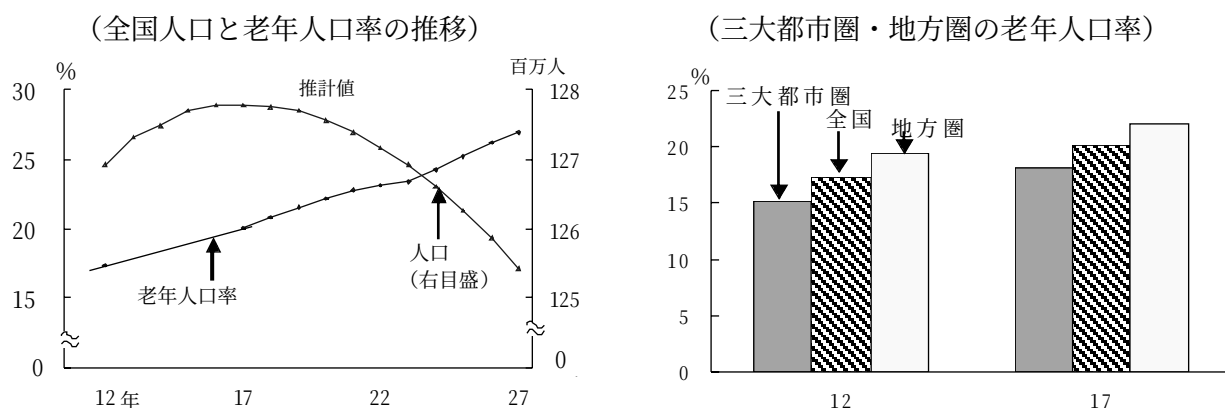
### (1) 人口の動向

#### (人口は減少局面で高齢化が進展)

我が国の人口は、17年に前年より1万9千人減って1億2,776万8千人と戦後初めての減少となるなど、減少局面にあるとみられ、今後長期にわたって人口が減少すると予測されている（図Ⅲ－1）。

一方、65歳以上である老年人口の割合（17年）は、全国で20.1%、地方圏では22.1%、うち郡部では25.2%と農村地域を中心に高齢化の進展がうかがわれ<sup>\*1</sup>、今後も全国的に高齢化が進むと考えられる。

図Ⅲ－1 全国人口と老年人口率の動向



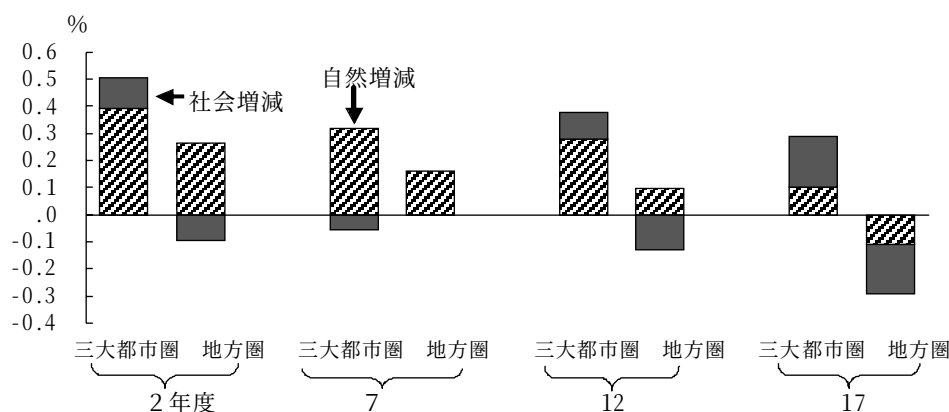
資料：平成12～17年は、総務省「国勢調査」「人口推計」、18年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（18年12月推計）」による。

注：三大都市圏とは、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、名古屋圏（岐阜県、愛知県、三重県）、大阪圏（京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）をいい、地方圏とはこれらを除く道県である。

#### (人口の自然増率は暫減し、地方圏では自然減)

三大都市圏と地方圏の人口動態の推移をみると、少子高齢化の進展等により自然増率が低下する傾向にあり、17年は地方圏で自然減となっている（図Ⅲ－2）。

図Ⅲ－2 人口動態の推移



資料：総務省「住民基本台帳人口要覧」を基に、農林水産省で作成。

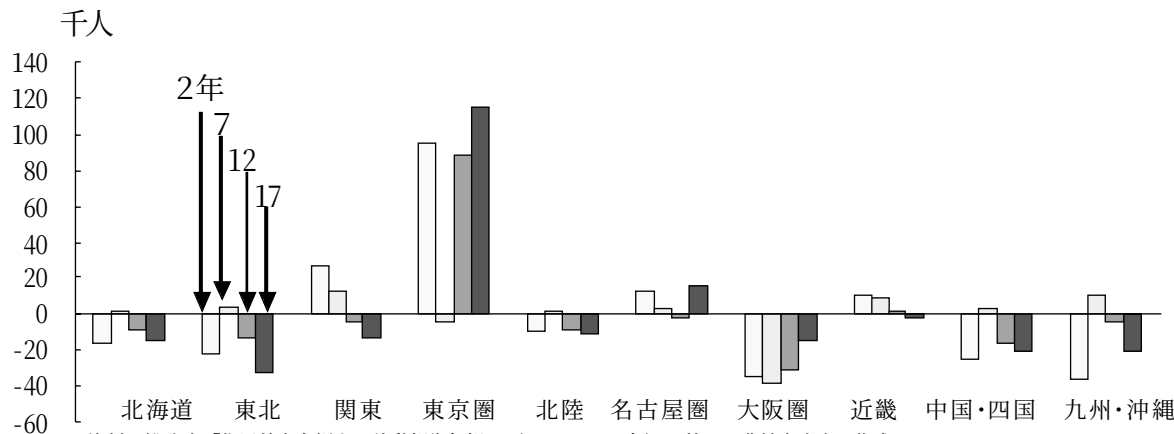
注：各年度における人口の増加率を示した。

\*1 総務省「平成17年国勢調査第1次基本集計結果」

### (再び増加傾向にある都市圏への人口流入)

地方圏の各地域から、東京圏、名古屋圏への人口の流入超過は、バブル崩壊後の7年には収まっていたが、近年再び強まっている(図Ⅲ-3)。東京圏では、東北、大阪圏からの流入超過、名古屋圏では、九州・沖縄、大阪圏からの流入超過が顕著になっている。

図Ⅲ-3 地域間の人口移動の推移



資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告年報」(2、7、12、17年)を基に、農林水産省で作成。

注：1) 各年1年間における地域への転入超過数を示す。

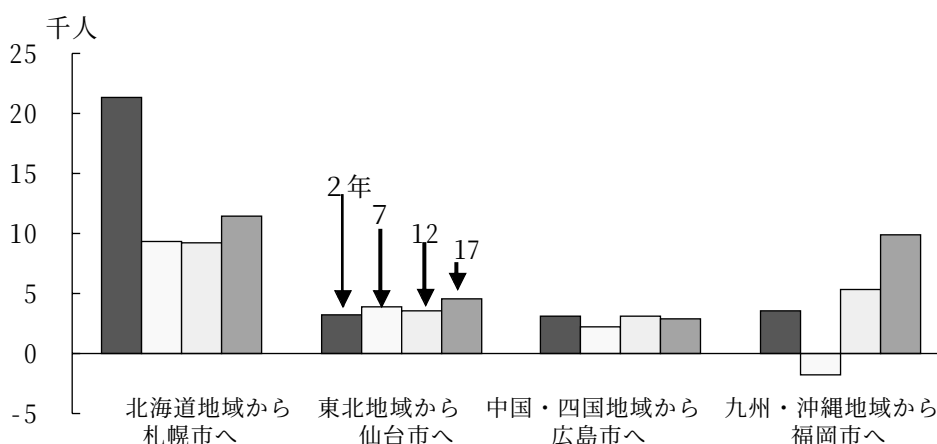
2) ここでいう関東は茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、静岡県で、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)を含まない。また、近畿は、滋賀県、和歌山県であり、大阪圏(京都府、大阪府、兵庫県、奈良県)を含まない。名古屋圏は、岐阜県、愛知県、三重県である。

### (地方圏内でも特定の都市へ人口が集中する傾向)

人口減少が比較的顕著な北海道、東北、中国・四国、九州・沖縄の各地域内における人口移動をみると、各地域とも中心となる都市(札幌市、仙台市、広島市、福岡市)への流入超過がみられ、さらに、九州・沖縄地域では近年その傾向が強まっている(図Ⅲ-4)。

このことから、地域による人口の偏在はより大きくなる傾向にあることがうかがわれる。

図Ⅲ-4 各地域内における中心都市への人口移動の動向



資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告年報」(2、7、12、17年)を基に、農林水産省で作成。

注：各年1年間における、地域内での中心都市への転入超過数を示す。

## (2) 農業集落の動向

### ア 集落構造の変化等による集落活動への影響

#### (農業集落を基礎として形成されてきた農村社会)

農村社会は、共同で行う農作業や農業用水の利用を中心に、家と家とが地縁的に結び付いた農業集落を基礎として形成・維持されてきており、農業集落は農業生産にとどまらず集会所の維持管理、伝統文化の継承、住民の相互扶助等、地域の様々な役割を担ってきている。

現在、全国には13万9千(17年)の農業集落が存在し<sup>\*1</sup>、そのうち生産活動に不可欠な地域資源の利用や維持管理を共同で行うなど、集落機能を有していることが確認された農業集落は11万900集落となっている<sup>\*2</sup>。

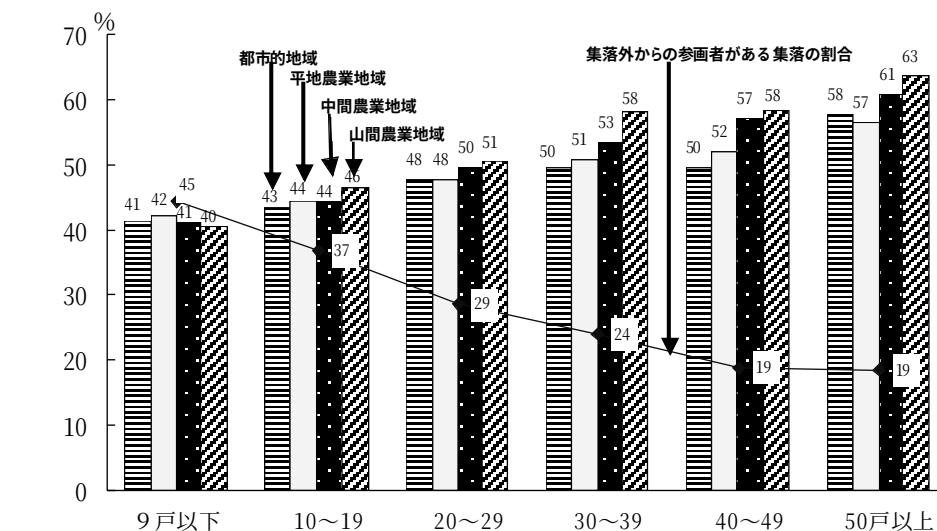
中山間地域を中心とした過疎化・高齢化の進展や、都市的地域を中心とした混住化<sup>\*3</sup>の進展等に伴い、集落機能を喪失する集落の発生がみられる<sup>\*4</sup>。

#### (農家戸数の減少は地域活性化のための活動に影響)

集落では地域活性化のための様々な活動が行われているが、農家戸数の少ない集落ほど、取り組む集落の割合が減少する傾向がみられる。農業地域類型別では、都市的地域に比べ中山間地域の方がその傾向が大きく、混住化率の比較的低い中山間地域では、特に農家戸数規模による影響を受けやすいものと考えられる(図III-5)。

また、農家戸数の少ない集落ほど、集落外から活動に参加する集落の割合が増加している。

図III-5 農業集落における活性化のための諸活動の実施率等  
(17年、農家戸数規模・地域類型別)



資料：農林水産省「農林業センサス付帯調査 農村集落調査」(組替集計)

- 注：1) ここでいう活性化のための諸活動とは、「祭りの開催」、「伝統文化・芸能の保存」、「各種イベントの開催」、「高齢者等への福祉活動」であり、これらの活動に取り組む農業集落の割合の平均値を示した。
- 2) 「集落外からの参加者がある集落の割合」は、現在活動を行う集落に対する割合である。

\*1 農林水産省「農林業センサス」。全域が市街化区域に含まれる農業集落を除くすべての農業集落数。

\*2 農林水産省「農林業センサス付帯調査 農村集落調査」。自然災害により調査が実施されなかった東京都三宅村、新潟県長岡市、栃尾市、山古志村の農業集落は含まない。

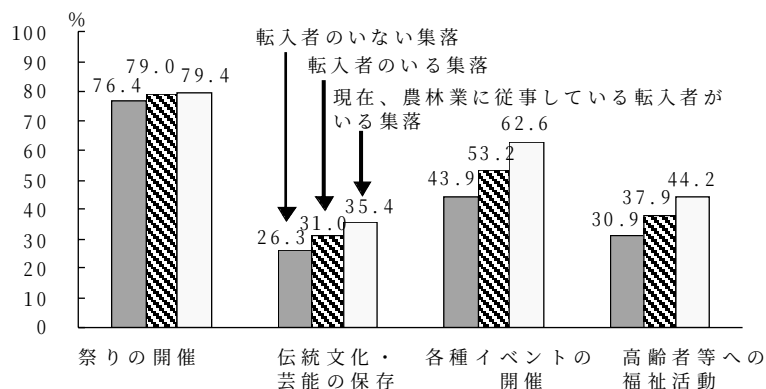
\*3 農業集落において、農家と農家以外(土地持ち非農家及び非農家)とが混在している状況。

\*4 農林水産省「農林業センサス」

### (集落活動の活性化とかかわりの深い集落外からの転入者)

17年において、過去5年間に農業集落内に転入した者がいる集落は全体の57%である<sup>\*1</sup>。また、農作業に従事する転入者がいる集落の割合は全体の4.9%である。これら集落外からの転入者がいる集落の方が、地域活性化のための諸活動が実施される割合が高くなる傾向がみられ、集落活動の活性化にUJIターン者が深くかかわっていると考えられる(図Ⅲ-6)。

図Ⅲ-6 農業集落における地域活性化の諸活動の実施率(17年、転入者の有無別)



資料：農林水産省「農林業センサス付帯調査 農村集落調査」(組替集計)

### (市町村合併を契機に地域のブランド化を図ることが重要)

これまで平成の大合併として市町村の合併が進んできたが、地域活性化のための諸活動への影響について、様々な期待や懸念が存在している(表Ⅲ-1)。市町村合併を地域住民の意識改革や取組の契機とし、地域住民、行政に加えて地域に関連する多様な主体の連携・協働により、特徴ある地域資源等を活用しつつ地域全体のブランド化を図るなど、市町村合併によるコミュニティの広がりを有効に活かしていくことが重要である。また、市町村の広域化に伴い、同一市町村内の都市部と農村部での共生・対流の促進等も必要である。

表Ⅲ-1 市町村合併による地域活性化の取組への影響について

| 期待されている事項                                                                                                                                                                                                           | 懸念されている事項                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>行政サービスの効率化に伴う、地域支援など行政サービスの質の向上。</li> <li>専門的・高度な能力を有する人材の確保。</li> <li>広域的な観点から地域施策の計画・実施。また財政規模が比較的大きく、大型のプロジェクト等への対応に有利。</li> <li>地域全体の知名度・イメージアップ(地域のブランド化戦略等)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域(集落等)と行政(役場等)との地理的・心理的距離の増大や、地域と行政の連携・支援体制の脆弱化。</li> <li>地域(集落等)に精通した行政職員の減少。</li> <li>地域のきめ細かな事情や要望等を反映した政策構築の困難化。また施策の重点化に伴う地域間格差の増大。</li> <li>地域(集落等)の伝統文化の喪失、住民意識におけるアイデンティティの希薄化、コミュニティ活動の弱体化等。</li> </ul> |

資料：地方自治体等における市町村合併に関する地域住民へのアンケート調査結果等を参考に、農林水産省で作成。

\*1 農林水産省「農林業センサス付帯調査 農村集落調査」

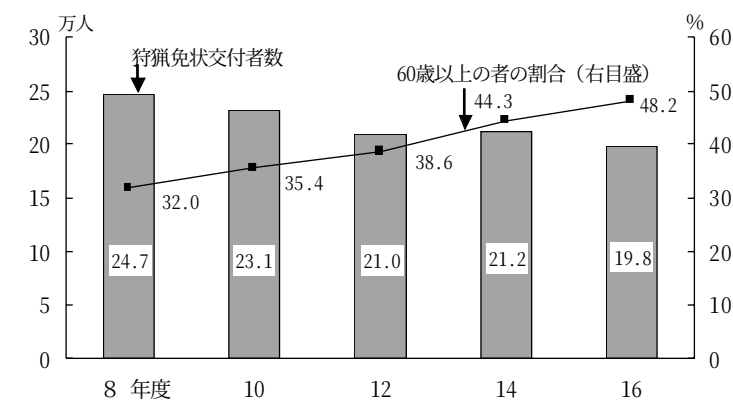
## イ 鳥獣被害の状況

### (中山間地域を中心に被害が深刻な鳥獣被害)

近年、中山間地域を中心に鳥獣被害が深刻な状況にあるが、これらは集落の過疎化・高齢化による人間活動の低下、えさ場や隠れ場所となる耕作放棄地の増加、少雪傾向に伴う生息域の拡大等が影響していると考えられている。また、狩猟者の減少や高齢化が進んでおり、その影響についても懸念されている(図Ⅲ-7)。野生鳥獣による農作物への被害額はおよそ200億円で、その6割が獣類、4割が鳥類によるものであり、獣類では9割がイノシシ、シカ、サルによるものである(図Ⅲ-8)。

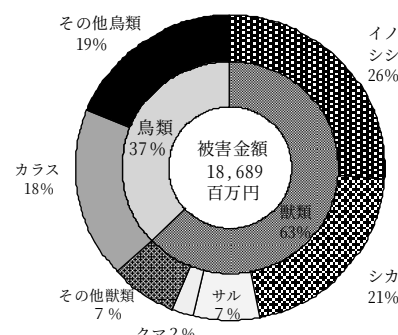
また、農業者の生産意欲の低下等により耕作放棄地が増加し、これがさらなる被害を招くという悪循環が生じており、被害額として数字に現れる以上の影響を及ぼしている。さらにドングリの不作な年には、農地や民家近くに出没したクマに遭遇した農業者や地域住民等が襲われるケースも発生しており、住民の生活にまで影響を及ぼす問題となっている。

図Ⅲ-7 狩猟免許交付者数の動向



資料：環境省調べ。

図Ⅲ-8 野生鳥獣による農産物被害状況(17年度)

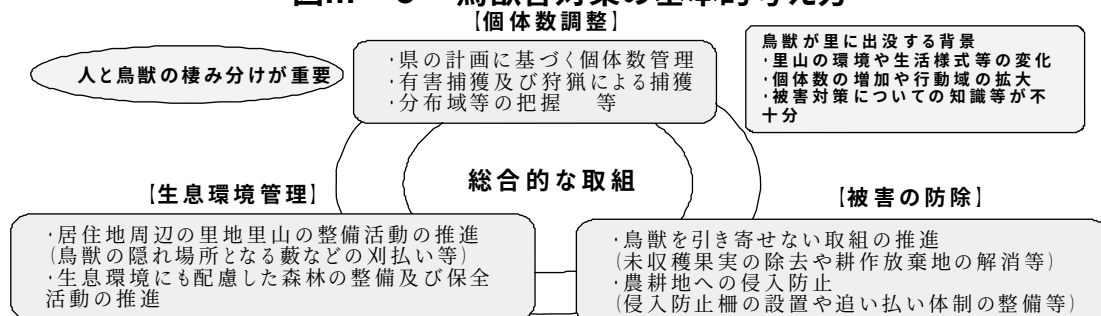


資料：農林水産省調べ。

### (関係機関の支援による地域一体となった総合的取組が重要)

農作物等への被害を防止するためには、人の日常の活動域に野生 ≈ 鳥獣が入り込まないよう棲み分けを進める必要があり、捕獲による個体数の調整、里山の管理や緩衝地帯の設置等による生息環境の管理、鳥獣を引き寄せない営農管理や侵入防止柵の設置等による被害の防除を総合的に実施していくことが重要である(図Ⅲ-9)。こうした対策の実施に当たっては、各地域において地域住民が一体となって取り組むことが重要であり、国、都道府県、市町村や関係団体が連携を図りながら、これらの取組を的確に支援、推進する必要がある。こうした観点に立って、国においては、個体数調整を的確に行うための計画の策定支援、技術指導者等人材の育成、効果的な被害防止技術の開発、侵入防止柵の設置の支援等を行っている。

図Ⅲ-9 鳥獣害対策の基本的考え方



資料：農林水産省作成。



## （地域により工夫を凝らした対策が進展）

地域においては、耕作放棄地への牛等の放牧、犬を活用したサルの追い払いといった取組や、農家や狩猟者が鳥獣害対策を目的として新たな特定非営利活動法人（以下、NPO法人という）<sup>\*1</sup>を設立するなど、地域住民の知恵・経験や研究成果に基づく新たな知見等を活かした様々な取組が行われている。

### ＜事例：鳥獣害対策の取組事例＞

#### （1）家畜放牧による耕作放棄地の管理（<sup>きのもとちょう</sup>滋賀県木之本町のほか、同様の取組を島根県、山口県で実施）

山際の耕作放棄地1haを刈り払い、フェンスと電気柵を設定し、繁殖和牛（13～18年）、羊、ヤギ（13～14年）を放牧し耕作放棄地が解消されたことで、イノシシ、サルの農地への出没がほぼみられなくなった。



（地図）

#### 放牧による耕作放棄地の管理（土地利用のイメージ）

#### （2）犬（<sup>おおまちし</sup>モンキードック）を活用したサルの追い払い（長野県大町市）

17年から、集落で飼われている適性があると思われる犬を選抜してサルを追いかける訓練を行い、群れが集落周辺に出没・接近した際、飼い主や住民とともに追い払いを実施し、効果をあげている。

#### （3）農地と山林の遮断と、<sup>おうみはちまんし</sup>緩衝地帯を利用した山菜栽培（滋賀県近江八幡市）

農地に接する山林等の間に、奥行き20～50メートルの幅で緩衝地帯を設置（16～17年）することにより、イノシシが農地に侵入しにくくなった。緩衝地帯には山菜等の栽培や羊を放牧することにより、設置後の管理を行っている。



緩衝地帯の設置状況

#### （4）獣害を受けにくい農作物（忌避作物）の作付け（<sup>のし</sup>滋賀県農業技術振興センター）

イノシシ、サルが好みに嫌う農作物（例えば、トウガラシ、ミント、シソ）を13年度から被害調査により選定した。これらの品目の一部は防護柵と複合的に組み合わせることにより、一定の被害軽減効果を実証した。

#### （5）ボランティアの協力による取り残し果実の除去（<sup>のし</sup>東京都あきる野市）

価格の低迷や高齢化によって、取り残したゆずが農地に鳥獣を引き寄せる誘因となっていることも考えられたため、16年よりボランティア（現在、年間30人程度が参加）の協力を得て、収穫やせん定を行い、都内の浴場組合への出荷やゆずジュースへの加工販売等を行っている。



ボランティアによるユズのもぎ取り

#### （6）NPO法人設立によるサルの接近警戒（<sup>おおだいちょう</sup>三重県大台町）

農家、行政職員、狩猟者等で猿害対策のための任意団体（現在NPO法人）を15年に組織し、約100名の会員へ、電波発信機を装着したサルの群れの位置情報を電子メールで一斉配信している。自分の集落へのサルの接近を知った会員は、ロケット花火等を用い一斉に追い払いを実施している。

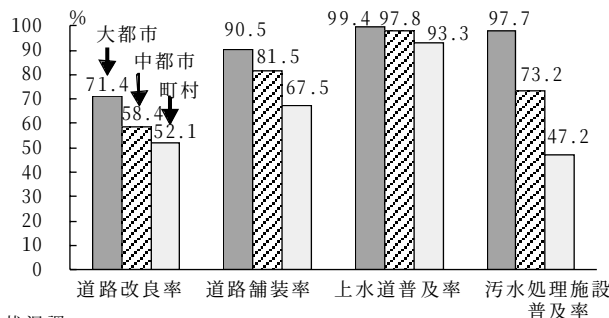
\*1 「用語の解説」を参照。

### (3) 社会生活基盤の整備状況

#### (污水处理施設の整備は未だ都市と町村部で格差が存在)

農村地域における道路、上水道、污水处理施設等の生活環境施設の整備は、着実に進展している。しかし、町村部における污水处理施設の普及率は47%にとどまり、都市部と比べて依然大きな格差がある（図III-10）。

図III-10 生活環境施設の整備状況（17年度）



資料：総務省「公共施設状況調査」

注：1) 全国市区町村を大都市（指定都市、特別区）、中都市（中核市、特例市、人口10万人以上の市）、小都市（人口10万人未満の市）及び町村に区分して集計したもので、暫定値である。

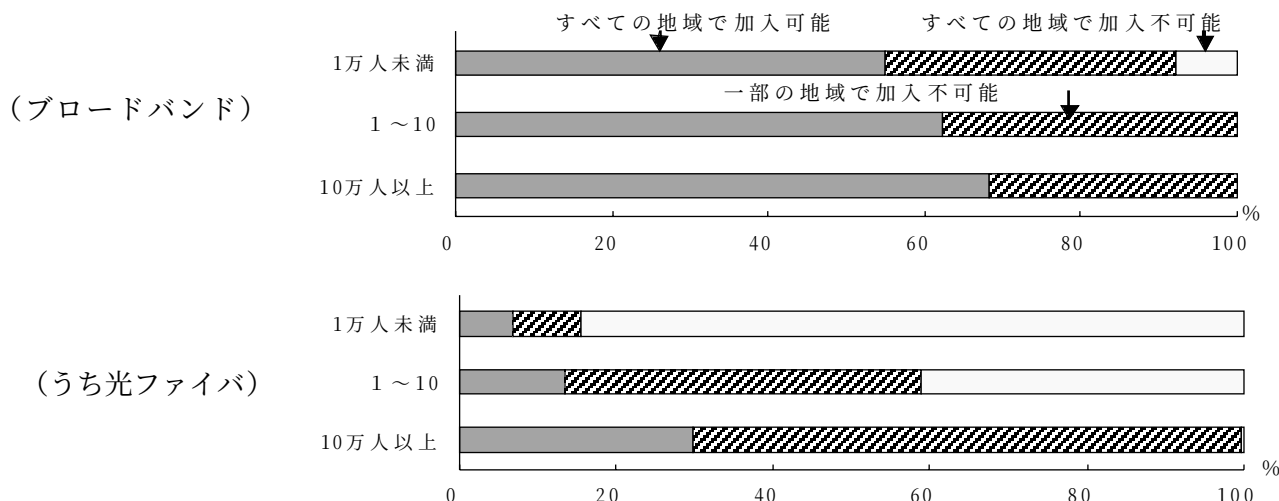
2) 道路改良率は、道路構造令の規格に適合した道路延長の割合である。

3) 污水处理施設普及率は、公共下水道、農業集落排水施設等公共事業による施設の普及率である。

#### (人口規模の小さい市町村では情報通信基盤の整備に遅れ)

情報通信基盤の整備状況は、ブロードバンド<sup>\*1</sup>サービスへの加入が可能な地域の世帯の割合は94%で、都市圏を中心にほぼ100%に達する都府県が存在する一方、8割に満たない県もある<sup>\*2</sup>。また、ブロードバンドの整備については、人口規模の小さな自治体の方がブロードバンドサービスへ加入できない地域を有する市町村の割合が高く、光ファイバによるサービスではさらに人口規模による格差が大きい（図III-11）。これらの整備は「人・もの・情報」のやりとりを都市と農村で活発化させる共生・対流の取組を進めるうえで重要である。

図III-11 ブロードバンドの整備状況（18年、都市規模別）



資料：総務省「次世代ブロードバンド戦略2010」（18年8月）

注：18年4月1日現在の市町村区分により整理した。ブロードバンドサービスとは、ADSL、光ファイバ、ケーブルインターネット等によるサービスを含む。

\*1 光ファイバやADSL、ケーブルテレビなど、（超）高速通信を可能とする回線。

\*2 総務省「次世代ブロードバンド戦略2010」（18年8月）。

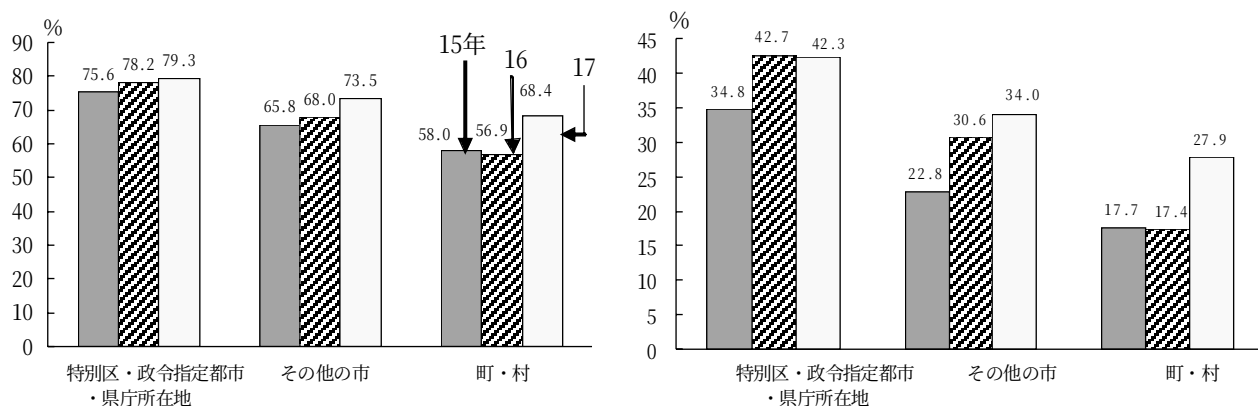
## (町村部のインターネット等の活用状況も都市と格差)

町村部における個人のインターネットやブロードバンドの利用率は、増加しているものの依然として都市部と格差がみられる（図Ⅲ－12）。

図Ⅲ－12 インターネット・ブロードバンドの利用率（都市規模別）

（インターネット）

（ブロードバンド）



資料：総務省「通信利用動向調査世帯編」

注：1) 過去1年間の利用状況について、20歳以上の世帯主のいる6,400世帯における6歳以上の家族

全員を対象に実施したアンケート調査。

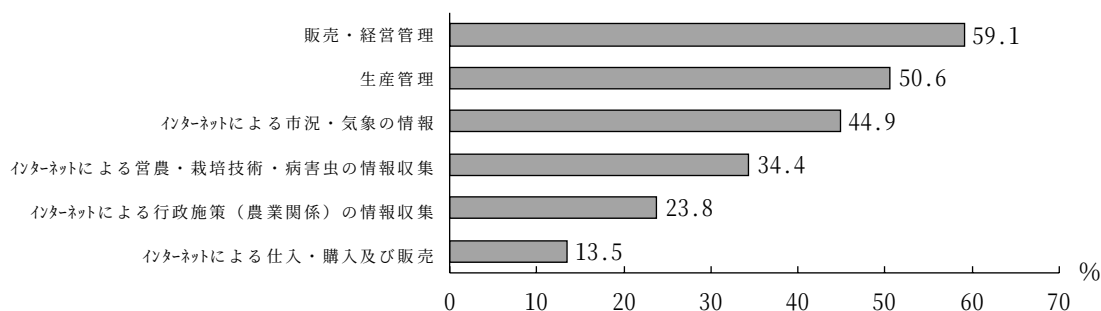
2) 「インターネット利用率」は、使用した機器や場所を問わずインターネットを利用したことがある人の割合で、また「ブロードバンド利用率」は、自宅でパソコンを使用してインターネットを利用する際、ブロードバンド回線を利用している人の割合を示す。

## (地域活性化に向けた情報通信技術の活用が重要)

農家への調査によると、42%の農家がパソコンを保有しインターネットを利用している<sup>\*1</sup>。しかしながら、パソコンを農業経営に活用している農家は21%にすぎず、そのような農家のインターネットの活用方法も市況・気象、営農関係や行政施策の情報収集が主体となっている。情報通信技術の進歩を踏まえ、インターネットを活用し、農業経営の効率化はもとより、地域における起業活動や情報発信、都市と農村の共生・対流の促進等による地域活性化に結びつけていくことが重要である。

地域では、インターネットを活用して、工夫を凝らしたホームページを開設し、特色ある製品の産直や、出荷・販売・生産管理のシステム化により需要動向に即応できる効率的な出荷体制の構築、ネットワーク上での情報交換による地域コミュニティの醸成といった、地域活性化に資する様々な取組が進められている（図Ⅲ－13）。

図Ⅲ－13 農家の農業経営におけるパソコンの利用目的（複数回答）



資料：農林水産省「農林漁家におけるパソコン等の利用状況調査」（18年3月公表）。

注：1) 農家6,000世帯を対象として実施したアンケート調査（回収率34.0%）。

2) 「農業経営にパソコンを利用している」と回答した農家（421戸）を対象に、その利用目的について質問した結果である。

\*1 農林水産省「農林漁家におけるパソコン等の利用状況調査」（18年3月公表）。

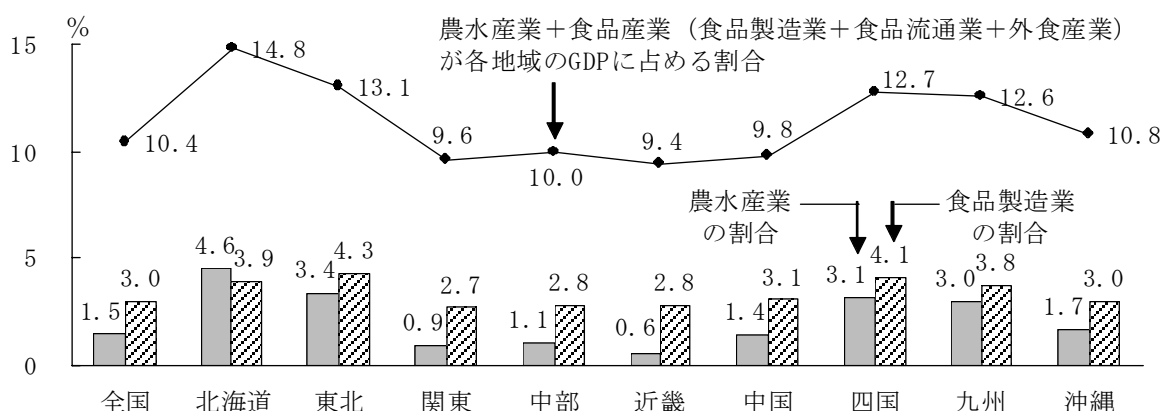
## 第2節 農業と農村地域の活性化に向けた取組

### (1) 地域経済の視点からみた農業の現状

#### (農水産業と食品産業は地域の経済を支える「車の両輪」)

農水産業と食品産業（食品製造業、食品流通業、外食産業）は相互に密接な関係にあり、両者は「車の両輪」となって地域の経済を支えている。特に、北海道や東北、四国、九州といった地方圏では、農水産業と食品製造業の経済全体に占める割合が高くなっている（図Ⅲ－14）。

図Ⅲ－14 地域別の産業構造（12年、GDPベース）



資料：総務省他9府省庁「産業連関表」、経済産業省「地域産業連関表」を基に農林水産省で試算。

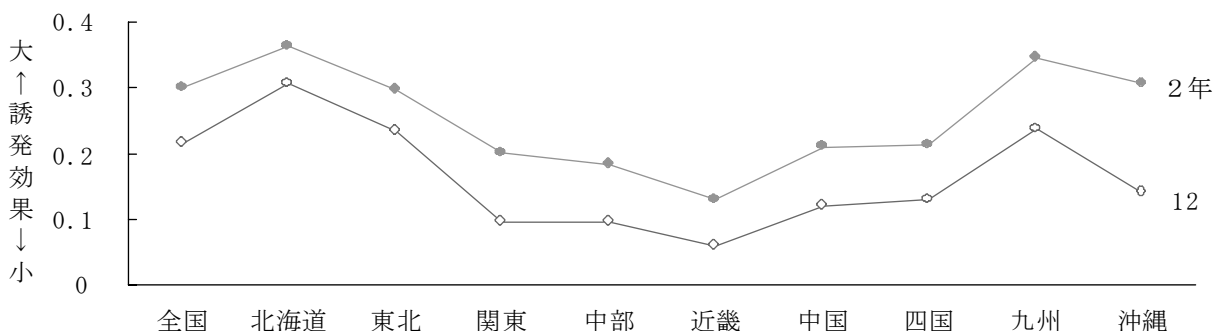
注：1) 「関東」には山梨県、長野県、新潟県及び静岡県を、「近畿」には福井県を含み、「中部」は富山県、石川県、岐阜県、愛知県及び三重県である。

2) 外食産業は一般飲食店・喫茶店・遊興飲食店であり、食品流通業は食料産業にかかる卸・小売及び運輸の経費である。

#### (近年は農林水産業と食品産業の間にかい離が発生)

一方、近年、食品産業が海外や国内の他地域から農産物を調達するケースが増えており、地域経済における農業と食品産業の関係が薄れつつある。地域別の産業連関表によると、食品製造業に対する最終需要が発生した場合に、食材の調達等を通じて同一地域内の農林水産業の生産を誘発する効果は全国各地域で低下している（図Ⅲ－15）。

図Ⅲ－15 食品製造業から農林水産業への生産誘発効果



資料：経済産業省「地域産業連関表」を基に農林水産省で試算。

注：1) 地域分類は図Ⅲ－14と同じ。

2) 誘発効果とは、ある地域の食品製造業に対する最終需要が1単位（例えば1億円）増加した場合に、食材調達等を通じて同一地域内の農林水産業の生産がどの程度増えるのかを表す。

## （２）食と農の連携を通じた農業・農村地域の活性化

### （食農連携の強化が地域の農業や経済を活性化させるうえで重要）

地域の農業や経済の現状を踏まえると、その活性化のためには地域内の農業と食品産業との連携強化が重要と考えられる。食と農の連携強化は、農家にとっては地元の食品産業に対して農産物の販売を拡大できるという利点がある。また、食品産業にとっては地元の食材を調達することにより、競争相手との差別化が図られ、消費者への訴求力も高まる利点が生じる。さらには、食品産業と農業が連携強化によって相互に活性化すれば、地域経済全体の活性化も期待できる（表Ⅲ－２）。

表Ⅲ－２ 食農連携の優良事例

| 事例                                              | 概要                                                                   | 成果                                                                  |
|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 昔から食されてきた「えごま」で食用油を製造<br>【福島県二本松市】<br>取組開始：16年度 | 製粉会社が、地元で昔から食されてきた「えごま」を使って食用油を製造。地元農家と契約し、無農薬農法等を指導のうえ、「えごま」を全量買取。  | 「えごま油」は健康ブームで売上好調。契約農家数と「えごま」の作付け面積は、16年度40戸、2 ha→18年度90戸、7 haと増加。  |
| 地場産トマトで自社ブランドのケチャップを製造<br>【愛知県豊橋市】<br>取組開始：14年度 | ケチャップ製造業者が、食の安全志向が高まるなか、地元農家と契約して原料のトマトを調達。残留農薬を検査し、合格したものを全量買上。     | 農家は冬場のキャベツ等の裏作としてトマトを契約栽培できるようになり、所得が向上。契約農家は14年度32戸→18年度55戸。       |
| 特産品によるアイスの製造<br>【高知県いの町】<br>取組開始：7年度            | アイス製造業者が、ゆず、ぶんたんといった高知特産の果実や、アイガモ農法による米を県内の農家と提携・契約して調達し、アイスに加工して販売。 | 業者は売上を年々増やし、7年度0.3億円→18年度3.2億円。農家は搾汁等の一次加工も受託し、取引価格が向上。契約農家数も次第に拡大。 |

資料：農林水産省調べ。

注：連携の取組規模が大きい事例を抽出。

### （地域資源の活用をはじめとする食農連携の重要な要素）

このような食農連携の優良事例をみると、いずれも地域の特色を活かした個性的なものであるが、各事例に共通する要素を見出すこともできる（表Ⅲ－３）。食農連携を通じて地域の農業・経済を活性化させるためには、これらの要素が重要であると考えられる。

表Ⅲ－３ 食農連携の優良事例にみられる共通の要素

| 要素         | 概要                            |
|------------|-------------------------------|
| 地域資源の活用    | もともと地域で作られていたり、食されていた農産物を活用   |
| 食品産業が農業に関与 | 食品産業が農家に栽培法を指定したり、品質管理に積極的に関与 |
| 長期的な視点     | 成功に至るまでに数年単位の時間をかけた取組         |

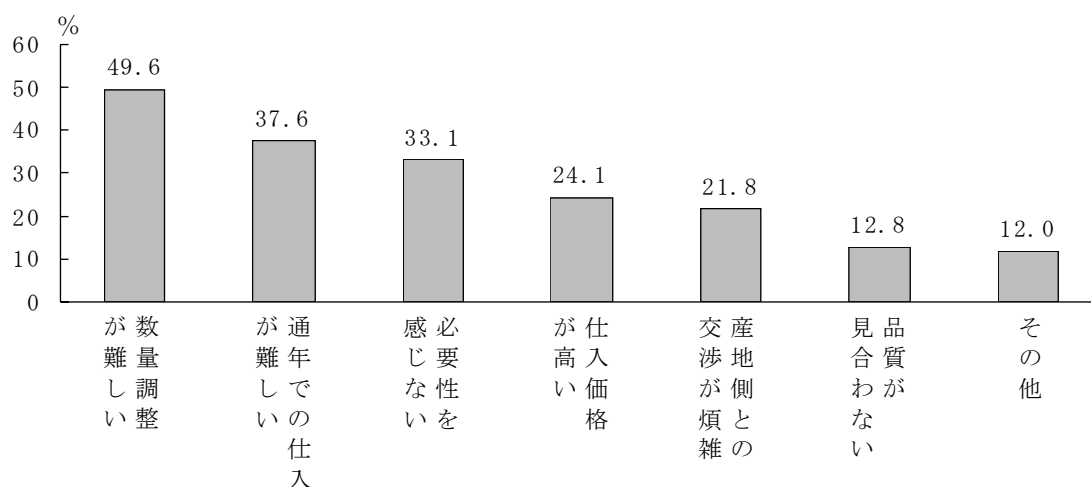
資料：農林水産省作成。

### （数量調整や仕入時期といった制約が食農連携を阻害）

食品製造業者を対象にした調査によると、国内農家との契約による原材料調達に取り組んでいない業者は44％であった。このような業者は、数量調整や仕入時期、価格、品質に関して制約があることや、こうした制約を乗り越えるために農家と交渉を行うことも煩雑であることを食農連携に取り組まない理由としている（図Ⅲ－16）。

このため、食農連携の推進には、食品製造業者のニーズに農家に対応していく努力が必要である。その際、農家の意欲を引き出すために、業者のニーズに対応することが農家の収入増加につながるような連携の仕組みを工夫することが重要となる。その一方で、食品加工機械の開発・改良により、食材の数量や仕入時期、価格、品質面での制約を緩和することも課題となってくる。

図Ⅲ－16 食品製造業者が国内農家との契約取引を行わない・行えない理由（複数回答）



資料：（財）食品産業センター「平成17年度食品企業動向調査」（18年3月公表）

注：国内農家と契約して原材料調達に取り組んでいないとする133の業者に理由を問うたもの。

### <事例：農家の意欲が刺激され、地元の和菓子業者との食農連携が好調>

くりの産地として有名な岐阜県恵那市<sup>えな</sup>では、くりを使った和菓子製造業が古くから盛んであったが、近年では安価な他地域産のくりが和菓子業者に調達されるようになっていた。そこで、6年に地元の21人の農業者と和菓子業者が連携し、地元産のくりだけを使った栗きんとんの再興に取り組み始めた。

地図

8年には農業者と和菓子業者は契約制を採用し、くりの品質に関して両者が話し合いのうえ厳しい基準を設定した。また、これを満たした超特選栗は通常の2倍の価格で和菓子業者に全量買い取られる仕組みとした。この仕組みが農業者の意欲を刺激して、超特選栗の生産量は8年の38トンから17年には104トンとなり、和菓子業者と契約する農業者数も18年には80戸にのぼっている。和菓子業者にとっても、高価なくりの全量買取は高くつく一方で、素材にこだわった栗きんとんは地元を中心に人気商品となっており、売上高は8年の7億円から17年には15億円へと拡大している。



超特選栗と栗きんとん

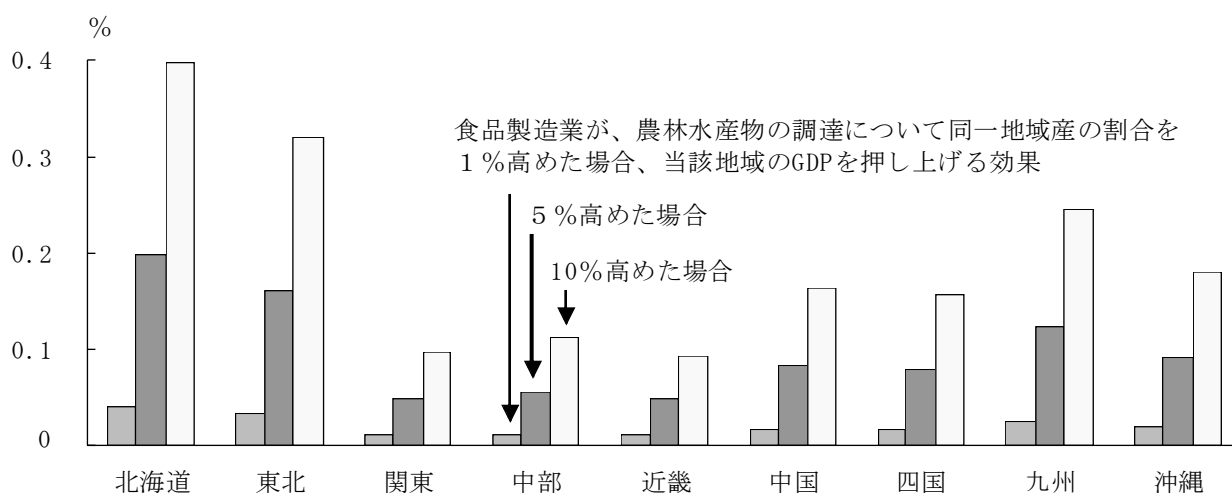
### （食農連携は農業や関連産業の生産を誘発し、従事者の所得や消費も拡大）

食農連携の強化が、地域の農業や経済にもたらす効果について、食品製造業が食材の調達において地元産の割合を高めたと仮定し、当該地域のGDPに及ぼす影響を試算した。この場合、当該地域の農林水産業の生産が増加する直接効果だけでなく、農林水産業の生産の増加に伴って生産資材製造業等の関連産業でも生産が誘発される。さらに、農林水産業や関連産業の従事者には追加的な所得が発生し、これらの人々の消費も拡大することになる。

以上の効果を総合すると、食品製造業や農林水産業の比重が高い地方圏では、当然ながら相対的に大きな効果が現れるという結果になった。また、同様に、食品製造業による地元産原料の調達割合が高まるにつれて、経済効果も拡大する結果となった（図Ⅲ－17）。

なお、今回の試算は、食品製造業が農産物の調達について地元産の割合を高めることだけを仮定している。地元の農産物を活用した商品が人気商品に育つようになれば、商品の販売増加に伴う食材調達の量的拡大を通じて、経済効果はさらに増幅されると考えられる。

図Ⅲ－17 食農連携による経済効果



資料：経済産業省「地域産業連関表」（12年）を基に農林水産省で試算。

- 注：1) 同一地域産の割合＝同一地域から調達する農林水産物／他地域産も含めた農林水産物の調達全体  
2) 地域分類は図Ⅲ－14と同じ。

### （多様な主体との連携も重要）

農業と食品製造業との連携以外にも、小売業等の多様な主体との連携も地域の農業や経済の活性化に資すると期待できる。例えば、千葉県木更津市では、市街地の商店街に空き店舗が増加し、市街地住民は食料品等の買い出しにも不便を感じるようになっていたところ、商店街が空き店舗を活用して、近隣農家の生鮮野菜や地元農産物にこだわった弁当・そう菜等の販売を始めた。この結果、市街地住民にとっては不便さが解消され、商店街にとっては客足が戻り、農家にとっては販売先が確保できるといった効果が現れている。

食農連携には様々な障害があることは事実であるが、その一方で多様な効果が期待されることから、様々な障害を克服して連携の成果をあげていくことが重要である。

### 第3節 農村資源の保全・活用と農村環境の向上

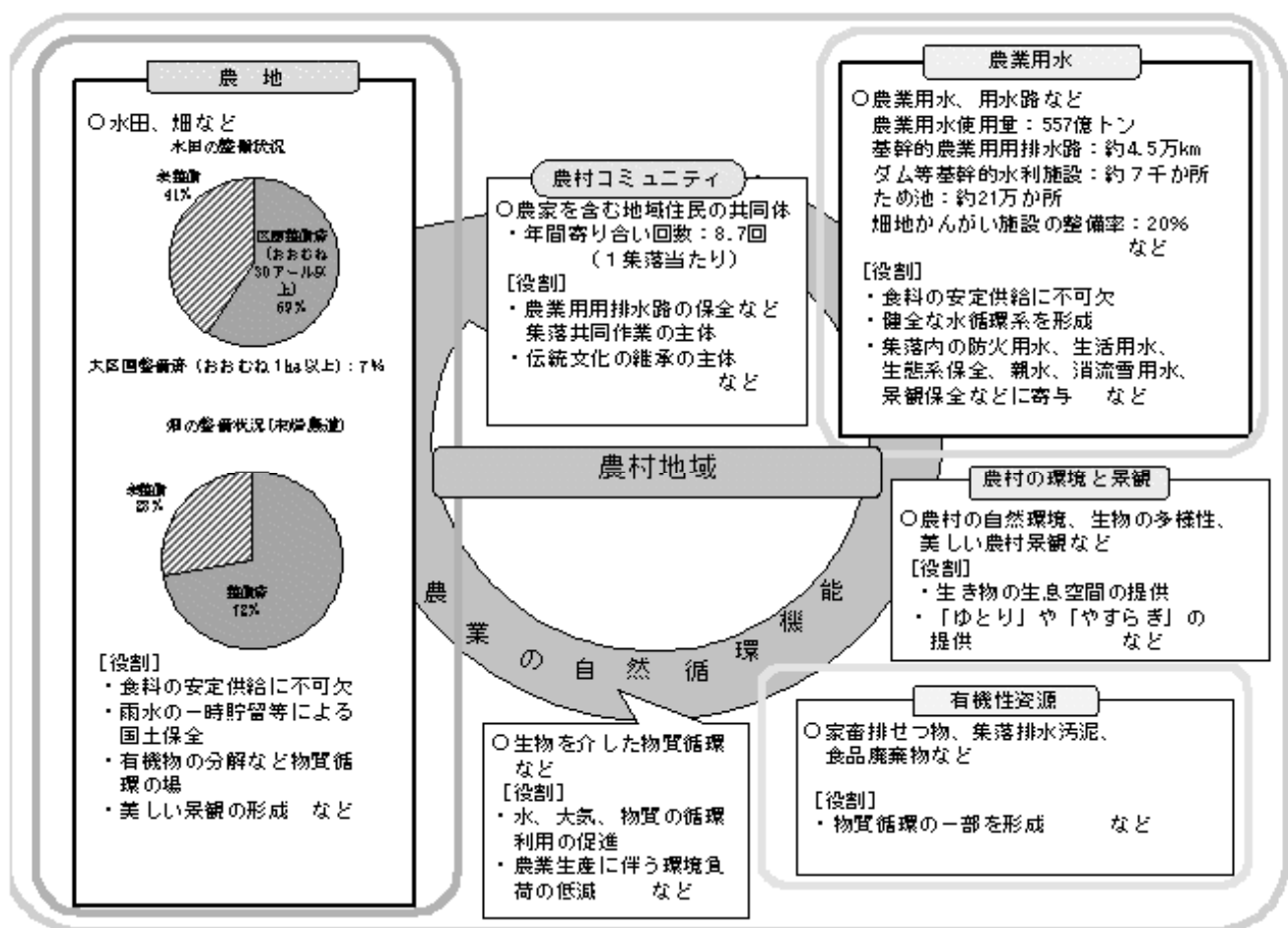
#### (1) 農村の多様な資源と農業の多面的機能

##### (農村には多様な地域資源が存在)

農村には、農地・農業用水、多様な生態系、美しい農村景観といった様々な地域資源が存在し、特に、農地・農業用水等は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、食料の安定供給の確保や多面的機能の発揮に不可欠な社会共通資本である（図III-18）。

水田の区画整理、畑地でのかんがい施設や農道の整備等により、優良な生産基盤が整備されつつある。13～18年度に全国の水田を対象に行われた調査では、国内に生息する淡水魚の種類のうち、コイ科で69%、ドジョウ科で71%の種が確認されるなど、豊かな生態系を育んでいる<sup>\*1</sup>。また、農業用水は、約40万kmに及ぶ農業用排水路やダム、ため池等様々な農業水利施設を通じて利用され、地域の生態系の保全や美しい景観を創出するなど、様々な役割を果たしている。

図III-18 農村資源の概要



資料：農林水産省作成

注：1) 水田・畑の整備率については、農林水産省「農業基盤整備基礎調査」（16年3月調査）に基づく推計。

2) 農業水利施設については、農林水産省「基幹水利施設整備状況調査」（7年3月調査）及び補足調査（14年3月調査）、「長期要防災事業量調査」（9年3月調査）に基づく推計。

3) 農業用水使用量については、国土交通省「日本の水資源」（18年8月公表）による。

\*1 農林水産省、環境省「田んぼの生きもの調査2006」



## (国民全体が享受する農業の多面的機能の効果)

農業は、食料を供給する役割だけでなく、その生産活動を通じて国土の保全、水源の涵养、自然環境の保全、良好な景観の形成、気候の緩和、文化の伝承等様々な役割を有している<sup>\*1</sup>。これらの効果は、地域住民をはじめ国民全体が享受し得るものであるが、その一方で、農業生産活動の停滞や集落機能の低下等により、多面的機能の発揮に支障を生じる事態が懸念されている。

### ＜事例：水田の有する気候緩和機能にかかる調査・分析の例＞

農林水産省が埼玉県春日部市で夏期に実施した、市街地とその周辺部の水田地帯における気温の調査によると、当該地域において水田地帯では市街地に比較して3.5～6.4℃低く、特に午後8時頃が最も差が大きくなった。また、気温の地域分布をみると、水田地帯からの比較的涼しい空気が、風向きによっては市街地へ流れ込んでいる状況が確認された（右図参照）。

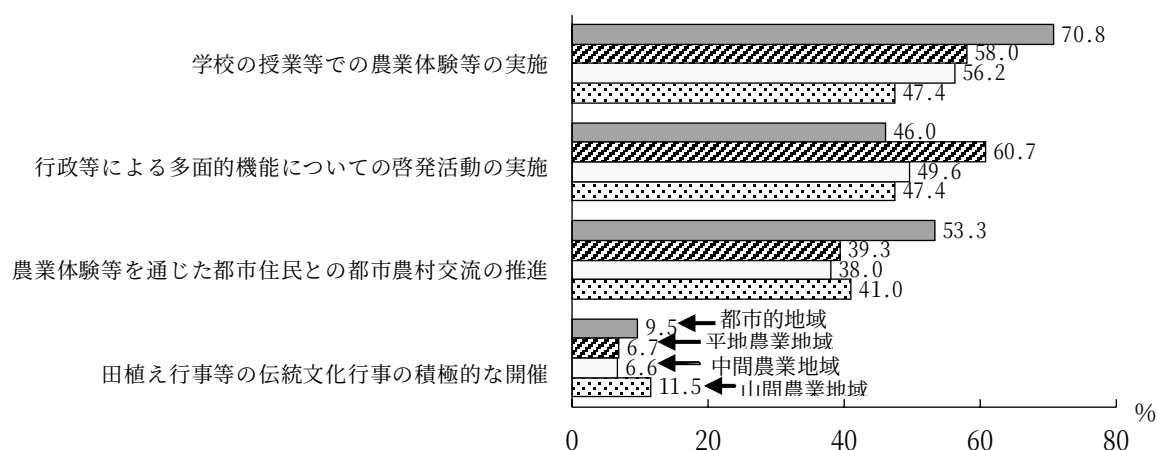
また、観測データをもとに、土地利用の変化に伴う気温への影響についてモデルにより試算したところ、市街地が拡大する以前の40年前の土地利用では、水田地帯の気温は現在とほとんど差はないが、市街地（春日部駅周辺）の午後9時の気温は現在より2.7℃低く、水田による気候緩和の効果と考えられる。



## (農業の多面的機能の理解を一層促進させるための取組が重要)

農業の多面的機能に関する調査によると7割に及ぶ市町村が住民は理解しているとした<sup>\*2</sup>。一方、ほとんどの人が理解していないとした市町村では、理解を深めるためには、学校での農業体験学習や、都市住民向けの農業体験の実施といった事項が必要とした回答が多い（図III－19）。多面的機能の理解を一層促進するためには、これらの取組が重要である。

図III－19 多面的機能への理解を深めるために必要な事項（複数回答）



資料：農林水産省「食」と「農」、多面的機能の発揮等に関する調査」（15年3月公表）

注：全国3,369市町村の農政担当者を対象として実施したアンケート調査（回収率50.8％）。

\*1 トピックス5(P14)参照。

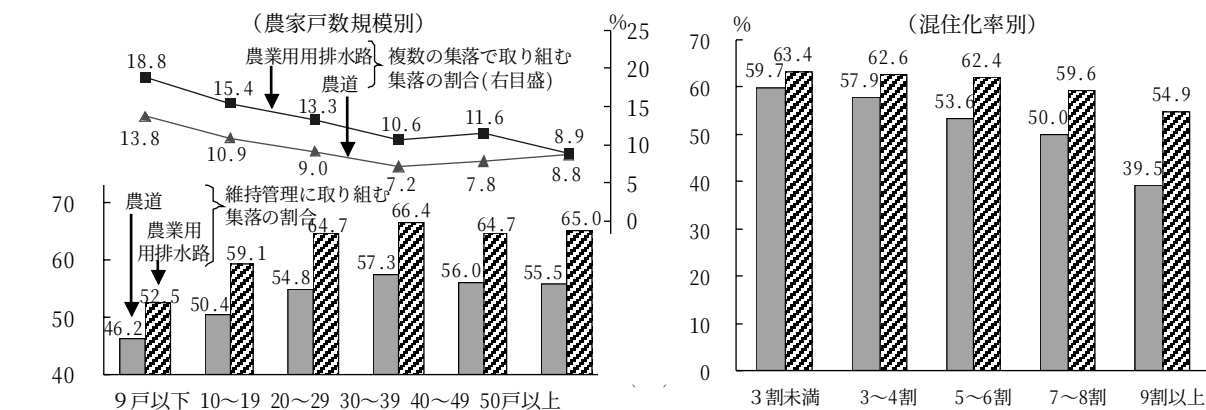
\*2 農林水産省「食」と「農」、多面的機能の発揮等に関する調査」（15年3月公表）。図III－19の注釈参照。

## (2) 農村資源の維持保全と地域環境保全活動

### (農家戸数の減少や混住化の進展が、集落主体の維持保全を困難化)

農道や農業用排水路の維持管理については、農家戸数の少ない集落ほど集落で行う割合が低く、複数集落で取り組む割合が高くなっている（図Ⅲ－20）。また、混住化率の高い集落ほど維持管理を行う集落の割合が低下している。農家戸数の減少や混住化の進展等、農業集落の構造変化により、集落を主体とする共同作業による維持保全が困難な状況がうかがわれる。

図Ⅲ－20 農業集落における農道・農業用排水路の維持管理の状況（17年）



資料：農林水産省「農林業センサス付帯調査 農村集落調査」（組替集計）

注：1) 農道・農業用排水路の維持管理を集落で行っている集落の割合を示した。

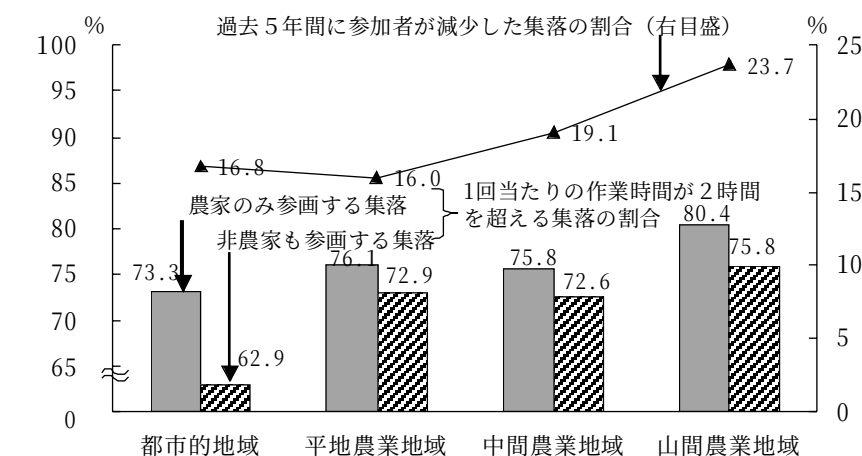
2) 「複数の集落で取り組む集落の割合」は、集落で維持管理を行っている集落の中で、複数の集落で維持管理を行っている集落の割合である。

3) 混住化率は、集落の総戸数に対する非農家数の割合を示す。

### (非農家の参画により共同作業時間が減少)

農業用排水路の維持管理については、1回当たりの共同作業時間が2時間を超える集落の割合は、非農家も参画する集落の方が、農家のみ参画する集落より低くなっており、参画範囲が作業時間に影響していると考えられる（図Ⅲ－21）。山間農業地域では、2時間を超える集落の割合が高く、同時に5年前より参加者が減少した集落の割合も最も高く、作業の負担が大きくなっていることがうかがわれる。

図Ⅲ－21 共同作業への参画範囲と維持管理活動の実施状況（17年）

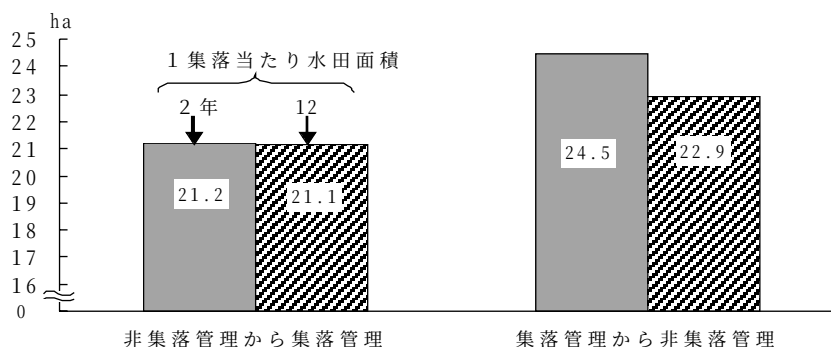


資料：農林水産省「農林業センサス付帯調査 農村集落調査」（組替集計）

### (集落管理が困難となると農地のかい廃に影響)

農業用排水路の維持管理形態について、集落管理から非集落管理に移行した集落は、非集落管理から集落管理に移行した集落に比べ農地の減少が大きい。共同作業が困難となることに伴う非集落管理への移行は、農地のかい廃に影響を及ぼしていることがうかがわれる(図III-22)。

図III-22 集落による農業用排水路の維持管理形態と水田面積の変化



資料：農林水産省農林水産政策研究所「農業集落の変容が農村地域社会に及ぼす影響調査」(18年7月)  
注：非集落管理には、市町村や土地改良区による管理や、集落の一部の者だけで共同管理を行い、集落として関知していない場合も含む。

### (さらなる活発化が期待される生態系保全活動)

地域環境の保全活動については、全国の半数を超える集落が景観の保全・形成活動に取り組んでいる<sup>\*1</sup>。また、7%の集落が自然動植物の保護活動に取り組み、その割合は近年増加傾向にあり、自然保護活動への高い意識<sup>\*2</sup>により今後の活発化が期待される。

### (地域住民の意識の醸成を通じた地域一体の取組が重要)

農地や農業用排水路等は多様な役割を有しており、地域において、里山・棚田、水路の景観や生態系等の保全・活用に向けた様々な取組がみられる。農地や農業用排水路等を地域の貴重な資産として地域一体で守っていく住民意識の醸成が重要である。

#### <事例：用水路の「疎水百選」への選定を契機に、地域一体となった保全・活用の取組の活性化>

鳥取県鳥取市では、歴史ある地域の<sup>おおいで</sup>大井手用水路が、農業のみならず豊かな生態系の保全や憩いの空間を提供するなど、地域住民の日常生活に欠かせない用水路となっており、地域住民による水路の保全活動を通じコミュニティの醸成にも役立ってきた。高齢化等により保全活動が難しくなるなか、後世に残したい全国の代表的な用水である「疎水百選」<sup>\*3</sup>に選定された。これを契機に、改めて用水路の果たす役割が再認識され、子どもへの自然教育、地域の史跡探訪、農家と市民の交流による食育活動といった各種イベントの開催による啓発活動や水路の保全・活用を図る取組の活性化がみられる。今後、地域における活動の広がりにより、地域の活性化にも寄与していくことが期待される。



小学生への自然教育の様子

\*1 農林水産省「農林業センサス付帯調査 農村集落調査」(17年)

\*2 内閣府「自然の保護と利用に関する世論調査」(18年9月公表)。全国20歳以上の者3,000人を対象とした調査(回答率61.1%)。美化清掃活動や野生生物保護活動等の自然保護活動に71%が参加したいと回答。

\*3 国民共有の資産として後世に残したい疎水について、応募のあった農業用水路のなかから、インターネットによる投票結果等を踏まえ選定委員会が110地区を選定し、18年2月に「疎水百選」として認定された。

### (3) 農地・水・環境保全向上対策の取組

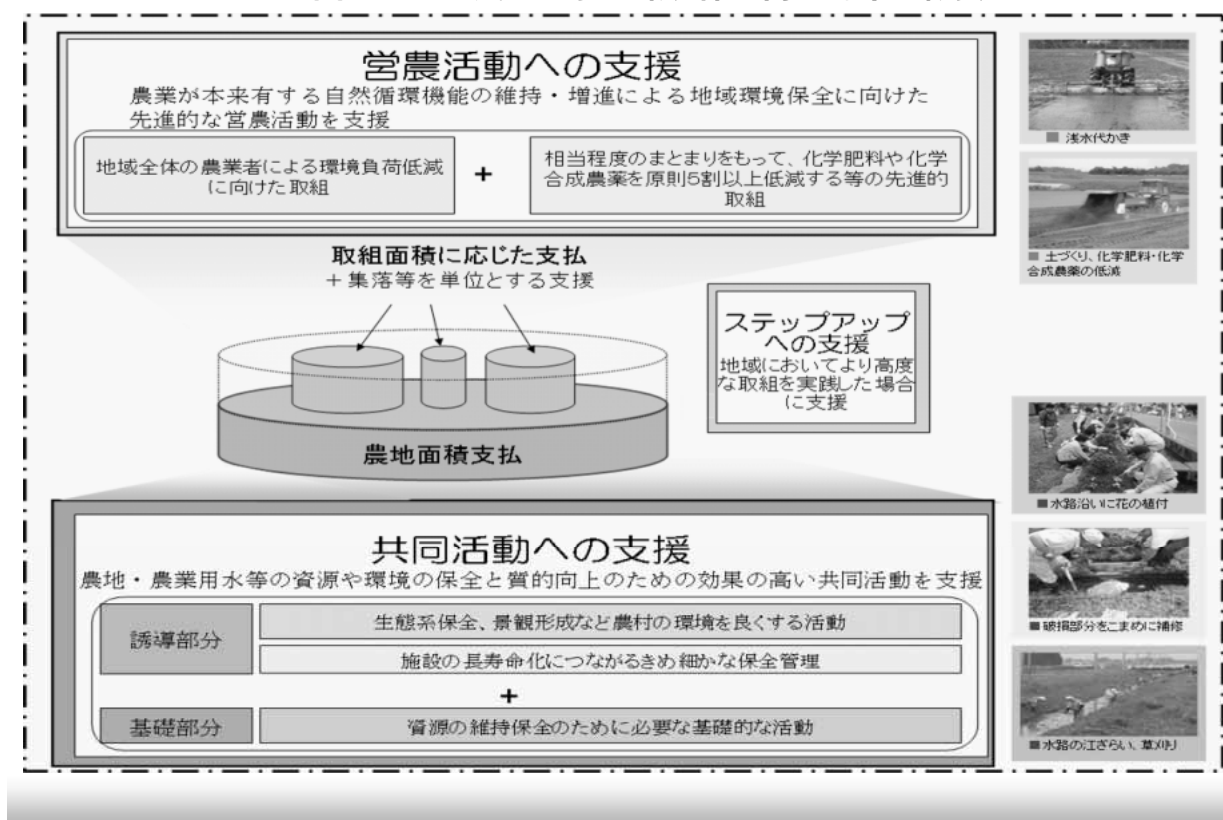
#### (19年度より本格導入される農地・水・環境保全向上対策)

農地・農業用水等の資源や農村環境は、農家を主体とする集落の共同作業を中心に維持保全が図られ、農業の多面的機能の発揮にも深くかかわっている。しかしながら、過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保安全管理が困難となっており、ゆとりや安らぎといった国民の価値観の変化等を踏まえ、その保安全管理を図るための対応が必要となっている。また、これら資源を基礎として営まれる農業生産活動については、環境問題に対する国民の関心が高まるなかで、我が国農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくことが求められている。

このため、国民共有の財産である農地・農業用水等の資源と、そのうえで営まれる営農活動を、一体として、国民の理解を得つつ、その質を高めながら将来にわたり保全していくため、19年度から「農地・水・環境保全向上対策」が実施される（図Ⅲ－23）。

なお、本対策では、地域の実情を踏まえた取組が適切に支援できるよう、国と地方公共団体が緊密な連携のもと一体的に事業を実施する仕組みとされた。このうち、地方の財政負担については、所要の財政措置が講じられている。

図Ⅲ－23 農地・水・環境保全向上対策の概要

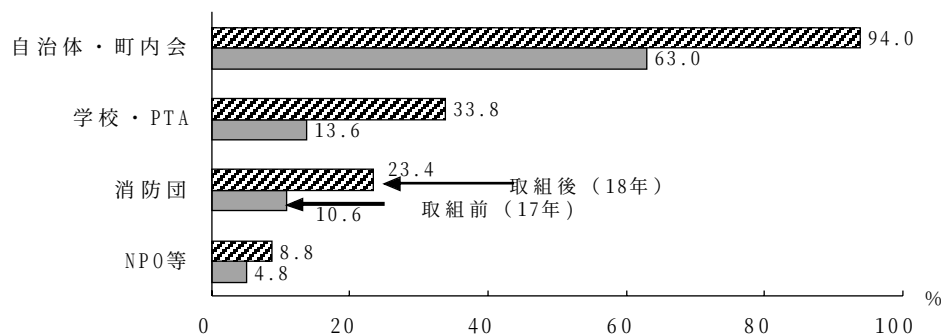


資料：農林水産省作成

### (対策のモデル的实施では多様な主体の参画が促進)

19年度からの「農地・水・環境保全向上対策」の実施に向けてモデル的取組が行われた地区では、農業者、農業関係団体だけでなく、自治会、町内会、学校、PTAといった多様な主体の参画が促進されている（図Ⅲ－24）。

図Ⅲ－24 地域資源の保全向上に向けた多様な主体の参画状況



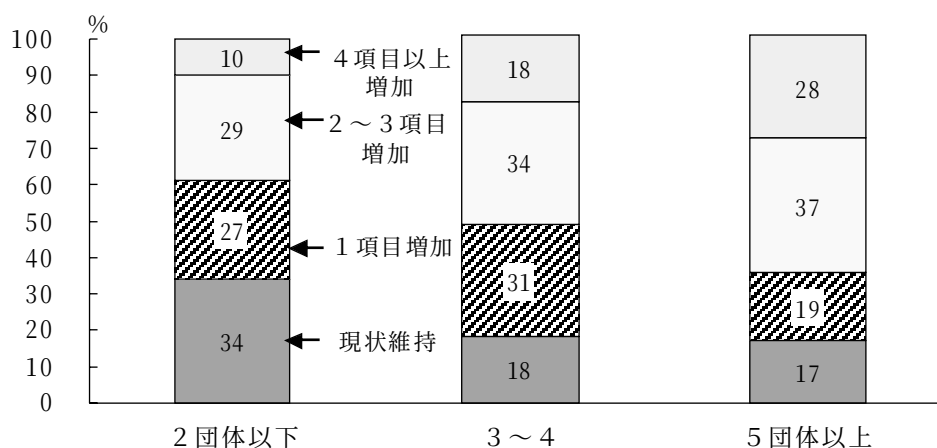
資料：農林水産省「農地・水・農村環境保全向上活動支援実験事業」（18年）

注：共同活動の実施体制の試行的整備を行った全国568地区を対象に、17年度の農業関係団体以外の参画の現況と、18年度に実施された活動に参画した農業関係団体以外の割合を示した。

### (多様な主体の参画で地域環境の保全向上活動の幅に広がり)

多様な主体の参画の促進により、地域環境の保全向上のための活動の幅が広がる傾向がみられる（図Ⅲ－25）。例えば、学校やPTAの参画により、子どもを中心とした生物の生息状況把握や景観形成のための植栽等の取組割合の増加がみられる<sup>\*1</sup>。

図Ⅲ－25 参画団体の増加と活動項目の変化



資料：農林水産省「農地・水・農村環境保全向上活動支援実験事業」（18年）

注：1) 共同活動の実施体制の試行的整備を行った全国568地区を対象に、18年度に新たに参画した農業関係団体以外の団体数と、17年度に対する地域環境の保全向上にかかる活動項目の増加数との関係を示した。

2) 活動項目とは、景観形成のための施設への植栽、施設等の定期的な巡回点検・清掃、生物の生息状況の把握、水質モニタリングの実施等である。

\*1 農林水産省「農地・水・農村環境保全向上活動支援実験事業」（18年）

## (対策の本格導入に向けた取組が進展)

19年度からの「農地・水・環境保全向上対策」の本格的な導入に向けて、現在、18年度にモデル的な支援を受けている地区の取組状況に関し、地区間の情報交換が行われるなど、施策の普及・啓発が進められている。本対策の導入により、多様な主体の参画した活動組織が中心となって、効果の高い地域共同の取組が全国で行われることとなり、地域活性化に資する幅広い活動の展開が期待される。

### <事例：モデル地区における資源保全向上に向けた取組状況>

#### (1) 地域資源を活用した地域環境保全や環境保全型農業の取組

鹿児島県始良<sup>あいらちょう</sup>町の水田地帯の集落では、高齢化や混住化が進むとともにホタルがみられなくなるなど、昭和40年代まで有していた地域の豊かな自然が失われていった。このため、昔の自然を少しでも取り戻そうと、集落の農業者、地域住民を含めた自治会青壮年部が中心となり、12年に新たな活動組織を発足させた。現在、自治会等と連携した農地、農業用水路、農道の保全活動に加え、①ホタルの保全活動に取り組むホタル部会、②景観と地力の回復のため遊休地でレンゲを栽培するレンゲ部会、③地域の特産品である竹を活用した竹炭による水質浄化を図る竹炭部会・池部会、④農薬を使用しない米の栽培等に取り組む米作り部会が、地域の環境保全のため多岐にわたる活動を展開している。また、レンゲの花が咲く春先には、ウォーキングのイベントを開催するなど、地区内外の交流促進にも取り組んでいる。今後は休耕田の解消を目指すなど活動の幅を広げ、地域の活性化にも取り組み、将来は若者の地区内での就農につながればと考えている。

(地図)



活動が行われている用水路

#### (2) メダカの保全活動を契機とした地域住民によるNPO法人設立の取組

山形県庄内<sup>しょうないまち</sup>町家根合地区では、ほ場整備に当たって農業用水路にすむメダカの生息環境が失われることが危ぶまれていた。このため、小学生がメダカを保全しようと活動を始めたのを契機に、学校、町、集落を巻き込んだ議論となり、ついには地域全体を動かし、地域住民の参画による整備構想が練り上げられ、ほ場整備と併せて住民参加の自主施工によりメダカ保全池等が設置された。これらの施設や周辺の花壇の維持保全のため、15年に地域住民によるNPO法人が設立され、これらの活動は、地域のコミュニティ活動の活性化、活動を通じた地域の連帯感の醸成といった様々な効果をもたらしている。将来の地域環境保全にかかわる関係者の話し合いを通じ、NPO法人のほか地域の様々な関係組織が参画した幅広い組織が立ち上げられ、役割分担しながら農地、農業用水路、農道や農村環境等の地域資源の保全に取り組んでいる。

(地図)



子どもによる施設の保全活動

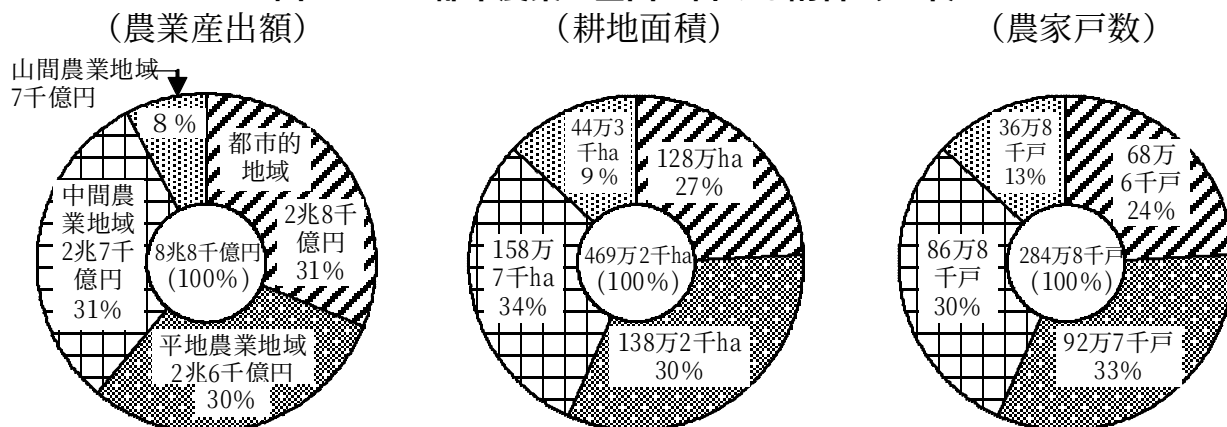
## 第4節 共生・対流の促進を通じた農村地域の活性化

### (1) 都市農業の重要性

#### (全国の農業生産の3割を占める都市農業)

都市とその周辺地域（農業地域類型における都市的地域を指す。）では、17年の農業産出額が2兆8千億円、耕地面積が128万ha、総農家戸数が68万6千戸と、それぞれ全国の31%、27%、24%を占めており（図III-26）、都市住民への農産物の供給に大きな役割を果たしている。

図III-26 都市農業の全国に占める割合（17年）

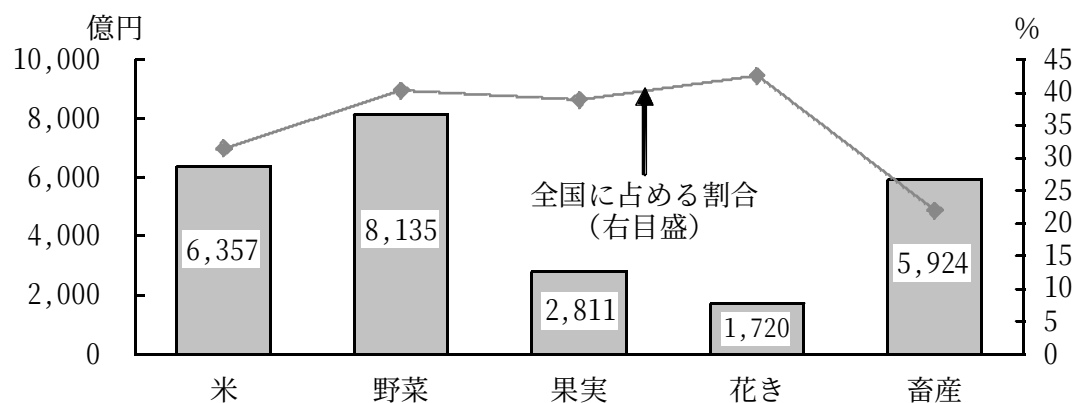


資料：農林水産省「生産農業所得統計」（組替集計）、「耕地及び作付面積統計」（組替集計）、「農林業センサス」（組替集計）

#### (野菜の農業産出額は全国の4割を占める)

都市的地域の農業産出額は、作物別では野菜が最も多く、また、花き、野菜、果実の農業産出額は、いずれも全国の4割を占めている（図III-27）。都市的地域では比較的付加価値の高い野菜や花きによる農業産出額の割合が多いことから、10アール当たりの農業産出額は、全国平均より2万7千円多い21万5千円となっており、例えば、東京都の都市的地域では全国平均の約2倍の35万円となっている。

図III-27 都市的地域の農業産出額と全国に占める割合（17年、作物別）

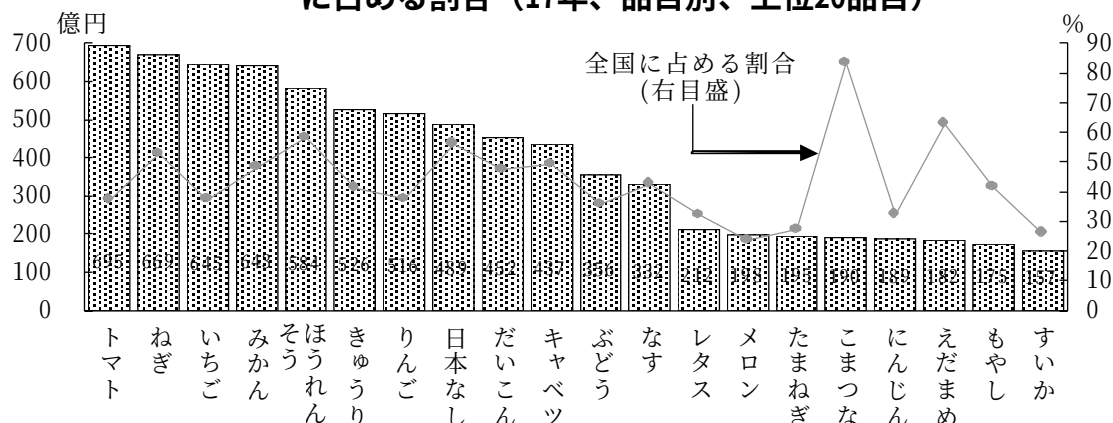


資料：農林水産省「生産農業所得統計」（組替集計）

### (こまつな等の生産の多くを担っている都市農業)

都市的地域の品目別農業産出額をみると野菜はトマト、ねぎ等、果実はみかん、りんご等が多く、全国に占める割合ではこまつなが8割と最も高い(図III-28)。また、例えば、東京都ではこまつな(36億円)、神奈川県はだいこん(78億円)、大阪府はぶどう(33億円)といった品目の農業産出額が多くなっている<sup>\*1</sup>。

図III-28 都市的地域での野菜と果実の農業産出額と全国に占める割合(17年、品目別、上位20品目)

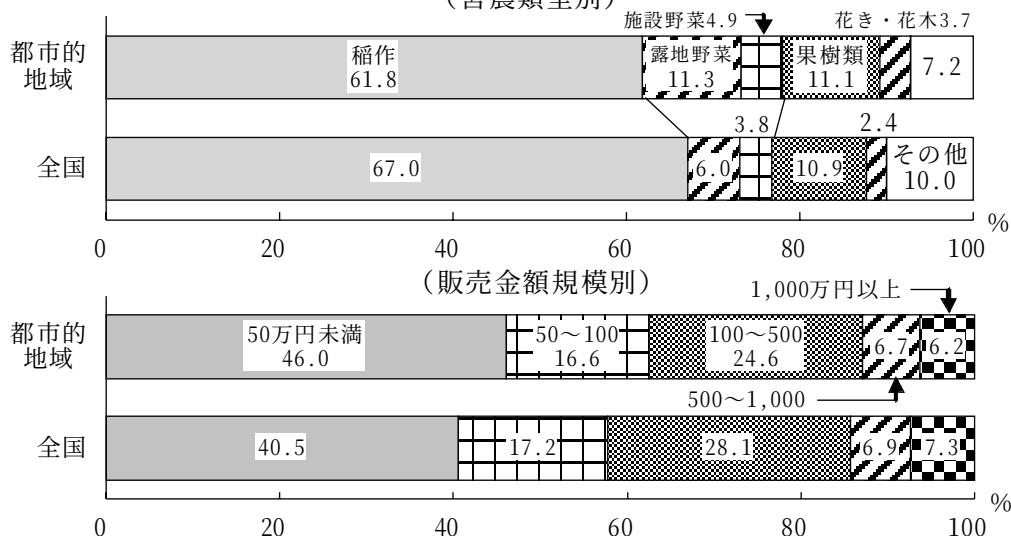


資料：農林水産省「生産農業所得統計」(組替集計)

### (農家戸数の16%を占める野菜農家)

営農類型別に都市的地域の単一経営体数(販売農家)をみると、露地や施設の野菜農家の割合が高く、全国の1.5倍となっている。また、販売金額規模別では、50万円未満の農家が約半数を占めているが、500万円以上の農家は13%と全国並みである(図III-29)。東京都江戸川区で高品質セロリを栽培する農家は、大田市場において40年以上連続して日本一の市場評価を得ており、高い販売額を実現している。さらに、その農家から栽培指導を受けた農業者は茨城県板東市や山形県山形市等で産地化に取り組み、地域農業の振興にも貢献している。

図III-29 営農類型別(単一経営体)・販売金額別の農家数の構成比(17年、販売農家)



資料：農林水産省「農林業センサス」(組替集計)

注：営農類型の分類は農林業センサスの「農業経営組織別分類」を用いており、50万円未満には、販売なしを含む。

\*1 農林水産省「生産農業所得統計」(組替集計)

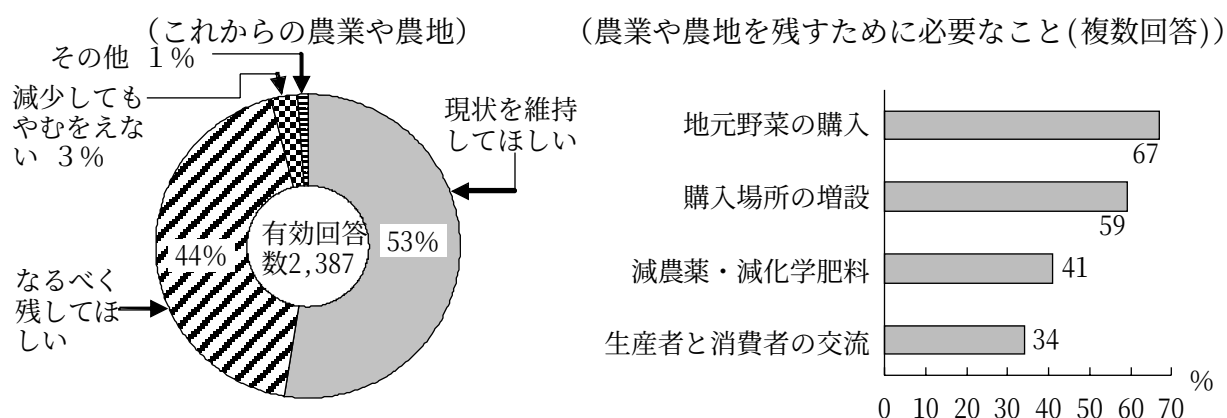


### (生産だけでなく様々な役割を有する都市農業)

都市農業は、新鮮な農産物の供給といった生産面のみならず、身近な農業体験や農家と都市住民との交流の場、災害時のオープンスペースの提供等の様々な役割を発揮している。このことから、多くの消費者が都市の農業・農地について維持・保全を希望しており、農業・農地を残すために、地元農産物を購入する意向等をもっている（図Ⅲ－30）。

こういった消費者の意向を踏まえて、新鮮な農産物の安定的な供給のための都市農地の整備や、地産地消の推進を図る直売所の整備、農地保全に対する都市住民の理解の促進といった取組も進められており、引き続き、都市農業の振興を図ることが重要である。

図Ⅲ－30 都市の農業や農地に関する消費者の意向



資料：関東農政局東京農政事務所「消費者の農業意識の現状」（19年2月公表）

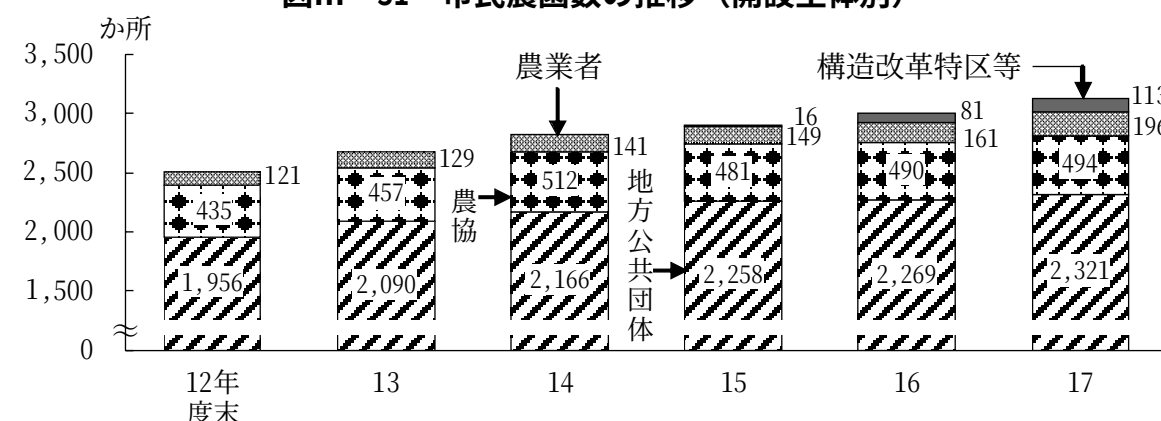
注：18年7～11月に都内で開催された農業祭等における来場者に対して実施（回答総数2,479）。

### (農業体験の場として重要な役割を果たす市民農園)

市民農園は、都市住民にとって身近に土とふれあい、農業を体験できる場であり、農家と都市住民との交流において重要な役割を果たしている。

市民農園の開設数は、17年度末には全国で3,124か所、総面積1,072haとなり、12年度末と比べてそれぞれ24%、32%と大きく増加し、開設主体別では地方公共団体が多い（図Ⅲ－31）。なお、開設主体を拡大する構造改革特区の特例措置が17年9月より全国展開されたことから、構造改革特区計画の認定を受けていなくても、農地を所有しない個人や企業、NPO法人等も農地を借り受けて市民農園を開設することが可能となっている。

図Ⅲ－31 市民農園数の推移（開設主体別）



資料：農林水産省調べ。

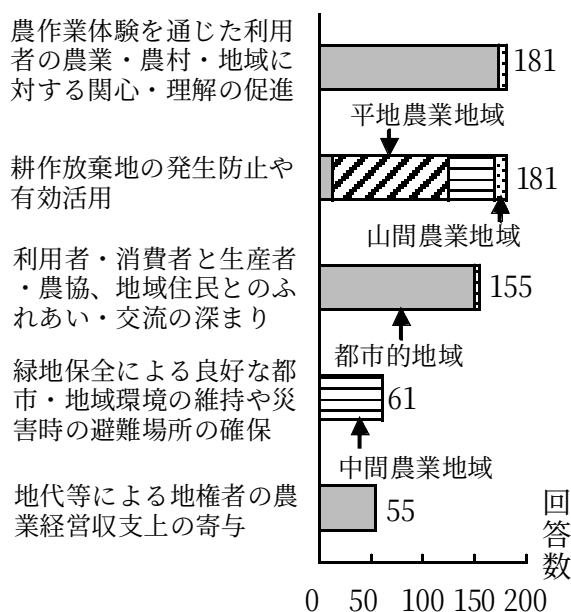
注：構造改革特区等とは、構造改革特区や企業、NPO等である。

## (都市部における市民農園の整備促進が重要)

市民農園の開設主体に対する調査によると、農園を開設した効果として、利用者の農業・農村地域への理解の促進、耕作放棄地の発生防止、生産者と消費者のふれあい・交流の深まり等があげられている（図Ⅲ－32）。

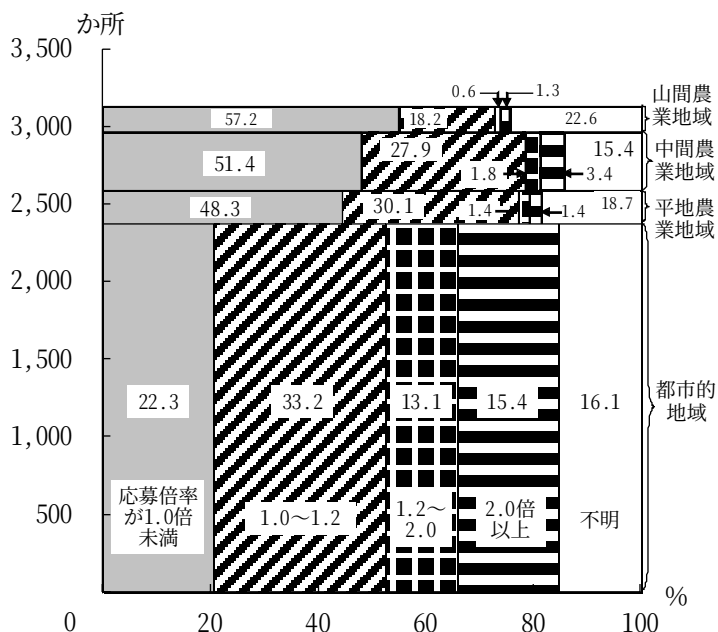
しかしながら、市民農園の8割が設置されている都市的地域では、利用希望者の応募倍率が2倍以上となった農園が15.4%あることから、都市住民のニーズに応じた市民農園の整備促進が重要である（図Ⅲ－33）。

図Ⅲ－32 市民農園の開園効果  
(複数回答、上位5項目)



資料：関東農政局「市民農園の運営・管理に関するアンケート調査」(18年9月公表)  
注：関東農政局管内において市民農園を開設している426主体のうち階層別に抽出した337主体を対象として実施（回収率87.2%）。

図Ⅲ－33 地域類型別の市民農園数と応募倍率別構成



資料：農林水産省調べ。  
注：1) 18年3月末現在。  
2) 応募倍率とは、調査直近の募集区画数に対する応募者数の割合である。

## <事例：都会で農作業が体験できる市民農園の取組>

神奈川県横浜市では、都市農業の保全と振興が推進されており、その取組の一つとして5年4月から、農家が園主として農園利用方式で運営する市民農園（栽培収穫体験ファーム）が開設されている。

農園利用方式のため、利用者にとっては初心者でも園主の栽培指導によって安定した作物の収穫が期待できる一方、園主にとっては契約時に入園料と農作物の代金を合わせて徴収でき、経営の安定を図れる利点がある。18年度末現在、この農園は、85か所11.5ha設置されているが、例年順番待ちが出るほど希望者は多く、農園開設が需要に追いつかない状況である。

また、園主をはじめ経験豊かな利用者が初心者への栽培指導や助言を行うなど、園主を中心とした交流が活発で、農業への理解が深まる場となっている。

地図



利用者への農家の栽培指導

## （２）都市と農村の共生・対流の一層の促進

### ア 多様な形態で進展する都市と農村の共生・対流

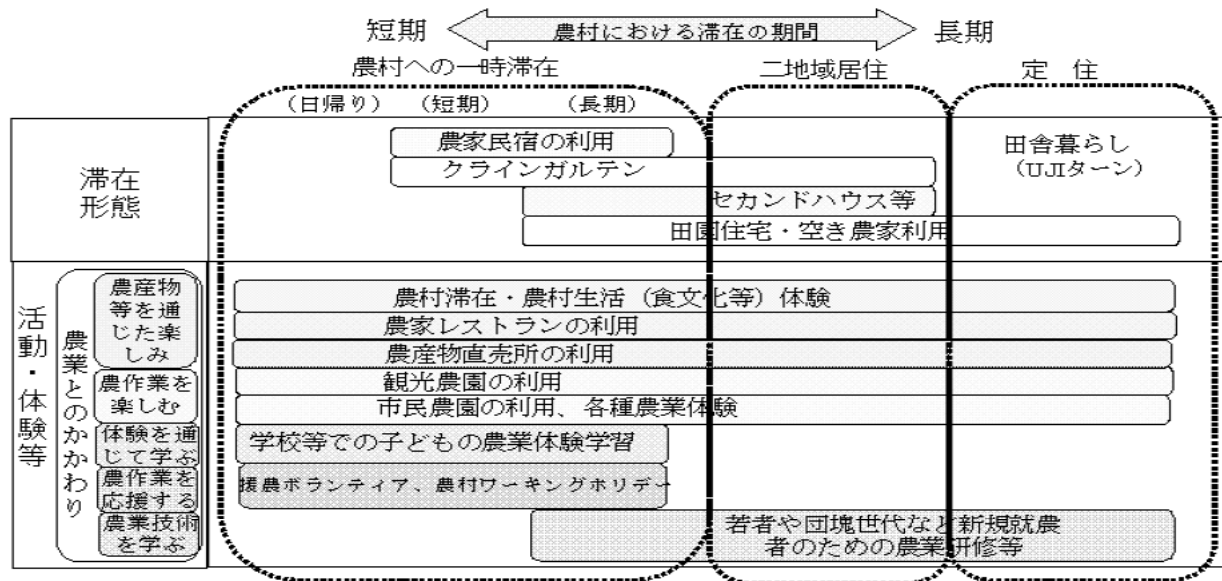
#### （地域の活性化には都市と農村の共生・対流が必要）

農村では、少子高齢化や過疎化の進行等により活力が低下するなか、地域が活力を取り戻し、その役割を十分に発揮するためには、都市と農村に住む双方の人々が互いの生活・文化の良いところを取り入れて充実したライフスタイルを作り上げ、「人・もの・情報」が絶えず循環する社会の実現を目指す都市と農村の共生・対流の促進が重要である。

#### （都市と農村の共生・対流の多様な形態）

共生・対流は、一時的な農村での滞在から、農村での定住まで、様々な形態で展開されている（図Ⅲ－34）。

図Ⅲ－34 都市と農村の共生・対流にかかわる多様な形態

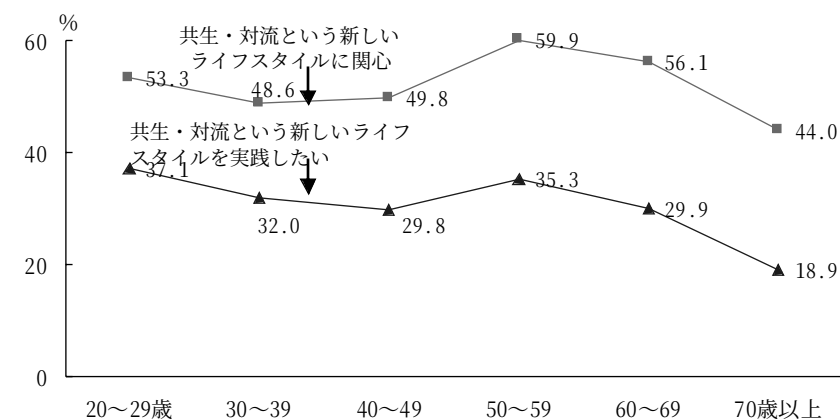


資料：農林水産省作成

#### （共生・対流の実践願望が強い団塊世代や若者）

都市と農村の共生・対流については、20歳代の若年層と団塊世代を含む50歳代層の関心が高く、実践への願望も強くなっている（図Ⅲ－35）。

図Ⅲ－35 共生・対流にかかわる意識



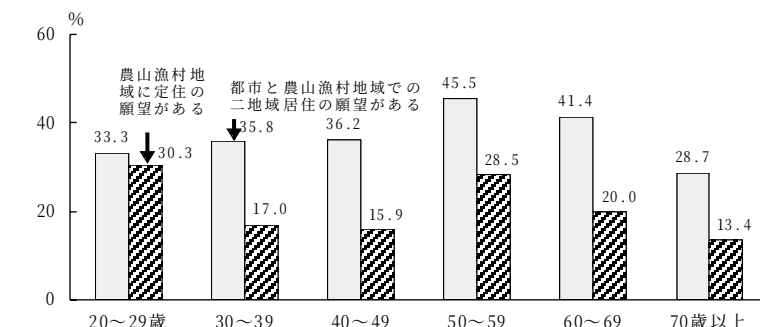
資料：内閣府「都市と農山漁村の共生・対流に関する世論調査」（18年2月公表）

注：全国20歳以上の男女3,000人を対象として実施（回収率58.2%）。

## イ 団塊世代や若者の定住等へのニーズと支援の取組 (二地域居住や定住に強い願望を有する団塊世代)

また、都市地域に住んでいる50歳代層は、平日は都市部で生活し、週末は農村地域で生活するといった二地域居住や、農村への定住に対する願望が強い。定住に対する願望は、若年層でも強くなっている(図Ⅲ-36)。

図Ⅲ-36 二地域居住や定住への意識



資料：内閣府「都市と農山漁村の共生・対流に関する世論調査」(18年2月公表)

注：1) 図Ⅲ-35の注釈参照。

2) 二地域居住の願望及び定住の願望については、「都市地域」あるいは「どちらかという都市地域」に住んでいると回答した者を対象として質問したものである。

## (団塊世代では就労意欲と農業への関心が高い)

東京都内に勤める50歳代を対象にした調査では、9割が定年後働く意思があると回答し、そのうち3割が農業を「是非やってみたい」あるいは「機会があればやってみたい」としており、高い就労意欲と農業への関心がうかがわれる<sup>\*1</sup>。また、三大都市圏の住民を対象とした意識調査によると、団塊世代を含む50歳代層において「ふるさと暮らしをしたい」とした4割のうち、1割が仕事として農業をしながらの定住を考えている<sup>\*2</sup>。

これらの背景として、団塊世代の者の多くは幼少期を地方で過ごし、高度経済成長期に都市圏に移住した者が多いことに加え、自らの健康について関心が高く、健康とかわりの深い食生活や生活環境の問題について、意識が高いことも考えられる。

## ダーチャで過ごす休日

ダーチャは、多くが手作りの簡素な住居付きの郊外の家庭菜園で、ロシアの大都市に住む人々の多くが保有しています。旧ソ連崩壊による食料不足時にあっては、市民の食料確保に重要な役割を果たしたともいわれ、そこでのパレイショやその他の野菜、果物等の生産量は農業生産全体のなかでも大きな割合を占めています。週末、自然の中で農作業や住居の整備、収穫物を利用した保存食づくり、近くでのきのこ狩りを行うなど、実益を兼ねながら気持ちのいい汗を流すことで、日常のストレスを解消するいやしの場ともなっています。ロシア以外にもダーチャと同様のものは存在し、また、ドイツのクラインガルテンをはじめ、それぞれの国の歴史や生活文化、自然・社会条件等のなかで様々な市民農園等の形態が培われてきています。近年、我が国でも二地域居住への関心・願望が高まっており、ログハウス等を付設した滞在型市民農園の整備も進められています。我が国の生活・文化や自然・社会条件等に合った独自のスタイルで、今後、さらに普及・発展していくことが期待されます。



モスクワ郊外のダーチャ

(写真提供：ユーラシア料理研究家 荻野 恭子氏)

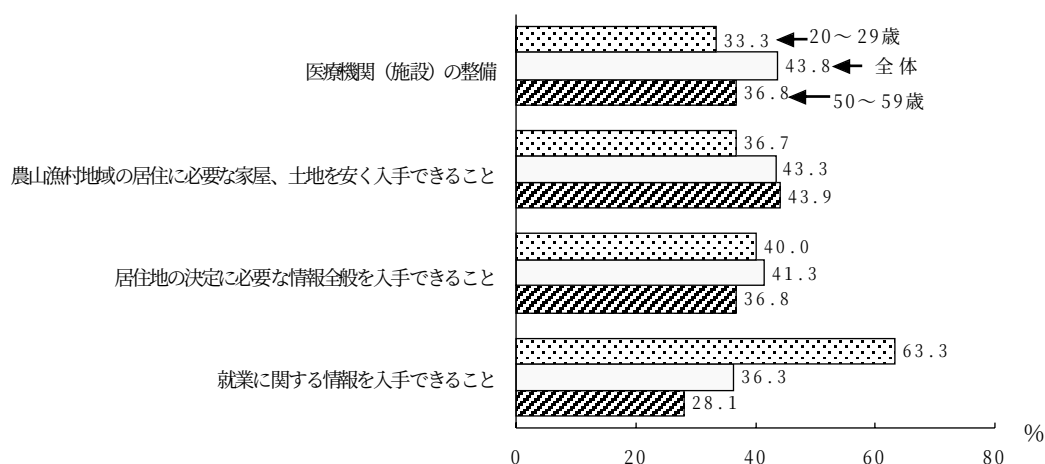
\*1 リソナ総合研究所(株)「定年退職後の「職」に関する調査」(17年12月実施)。「gooリサーチ」登録モニターのうち、東京及び東京近郊在住の50歳代の会社員を対象として実施したインターネットによるアンケート調査(回答総数828)。

\*2 NPO法人100万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センター「都市生活者に対するふるさと回帰・循環運動に関するアンケート調査」(17年1月公表)。三大都市圏の50,150人を対象として実施(回収率45.4%)。

### (年齢層により異なる定住に必要な事項)

定住を実現するため必要な事項について、医療施設の整備や、居住に必要な家屋、土地の安価な入手をあげる者が多い(図Ⅲ-37)。若年層では、就職に関する情報の入手を最も必要としており、就職や転職といった問題をかかえつつも、これらを契機とした定住への潜在的願望の強さがうかがわれる。また50歳代層では、農山漁村での居住に必要な家屋や土地を安く入手することを最も必要としている。農村では都市部に比較して、そのまま居住できる適切な不動産物件や手軽な賃貸物件も少なく、その確保に労力を要することがうかがわれる。

図Ⅲ-37 定住の願望を実現するため必要な事項(複数回答)



資料：内閣府「都市と農山漁村の共生・対流に関する世論調査」(18年2月公表)  
注：全国20歳以上の男女3,000人を対象として実施(回収率58.2%)。

### (地域の医療や福祉のサービスの充実に向けた取組が重要)

農村地域における、必要時に速やかに適切な医療サービスが受けられる医療体制の確立や、介護サービスの供給体制の整備、地域における様々な健康増進のための取組が重要になっている。このようななか、農協系統の様々な組織では、医療サービスの提供のほか、介護保険事業、高齢者の生活支援、地域ボランティア組織による農協助け合い活動への取組等、多様な高齢者福祉活動が行われている。今後、農村地域の高齢化の進行に伴い、より幅広い医療・福祉サービスの提供へのニーズが高まるものと考えられ、地域に根ざした農協系統の組織が、その特徴を生かしつつ健全にこれら活動の展開を図り、農村地域を支えていくことが期待される。

#### <事例：医療機関が地域住民の健康管理に精力的に取り組み、健康増進に高い成果>

長野県厚生農業協同組合連合会の運営する佐久総合病院では、医療サービスの提供のほか、「予防は治療にまさる」との考えのもと、組合員である地域住民の健康管理活動に古くから取り組み、健康診断の受診促進や健康教育、健康に関する啓発や情報提供等の地域に根ざした活動を通じて、地域住民の健康増進に成果をあげてきた。子ども向けに高齢者福祉や環境保全のボランティア体験や安全な農産物の栽培・加工体験等、心身ともに健康に生活していくための幅広い健康教育を実施するとともに、在宅医療や自宅での介護支援といった様々な医療福祉サービスの提供に取り組んでいる。また、地域の様々な医療機関や行政、福祉施設等とも連携した体制の整備により、地域へのより良い医療福祉サービスの提供に努めている。

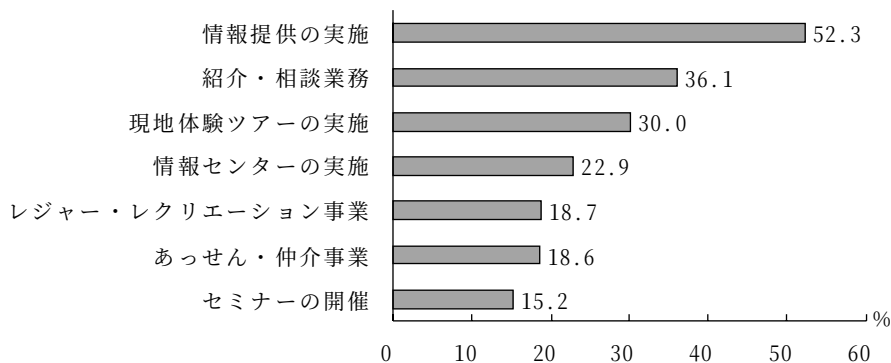


地域における健康診断の様子

### (都市住民は情報提供や相談対応等、ふるさと暮らしへの支援を要望)

都市住民は、ふるさと暮らし実現のための支援活動として、様々な形態での情報提供や相談への対応、現地体験の実施等を希望している（図Ⅲ－38）。

図Ⅲ－38 都市におけるふるさと暮らしへの支援について要望する事項



資料：NPO法人100万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センター

「都市生活者に対するふるさと回帰・循環運動に関するアンケート調査」（17年1月公表）

注：P170脚注参照。

### (UJIターン者の受入れに地域住民の理解と協力が必要)

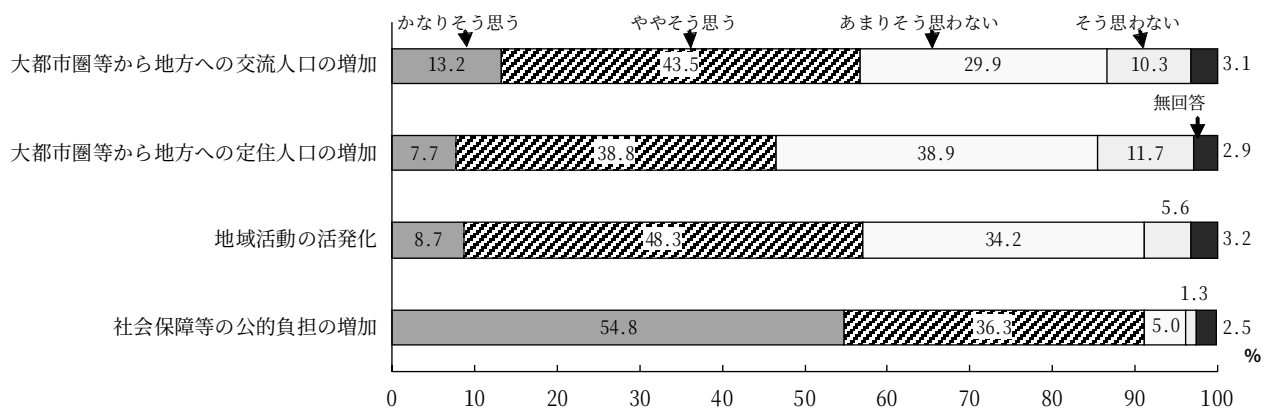
団塊世代の大量の定年退職者も含め、都市住民の田舎暮らし等に対する潜在的な志向を具体的な動きにつなげ、地域の活性化を図っていくためには、地域の特徴や良さを活かして快適に生活できる環境の整備や、UJIターン者とその経験・技術等を発揮しながら生きいきと暮らすことのできる、雇用やボランティア活動の機会の創出なども必要である。

そのためには、開かれた地域コミュニティを醸成するなど、地域住民の理解と協力を得ながら新たな体制づくりが重要である。

### (市町村は団塊世代の定年退職を契機とした定住に期待)

全国の市町村においては、団塊世代の大量の定年退職に伴う影響に関し、社会保障等の公的負担増に対する懸念がある一方、約半数が都市圏から地方への交流・定住人口が増加し、また、地域活動が活発化すると考えており、これらに対する期待の高さがうかがわれる（図Ⅲ－39）。

図Ⅲ－39 団塊世代の大量の退職による影響にかかる市町村の認識



資料：国土交通省「都市・地域レポート2006」（18年3月）

### (UJIターン者を受け入れた効果を多くの市町村が認識)

UJIターンの受入れ実績がある市町村は、UJIターン者を受け入れた効果として、農林水産業の担い手の確保を最も多くあげており、また、現在実施されている支援施策も新規就農者への支援が最も多いことから、担い手確保の観点からの市町村の期待がうかがわれる。

### (共生・対流の促進に向けた行政の様々な支援)

現在、行政、関連する団体、民間企業など多様な主体において、共生・対流を促進するため、情報の提供をはじめ、様々な取組が行われている。

地方公共団体では、定住や就業・就農に関する支援、定住後の継続支援など、様々な取組が実施され、その充実が図られている(表III-3)。

**表III-3 地方公共団体における定住促進等に関する支援策**

|             |                                                                                                                                                                                      |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 定住などに関する支援  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での生活にかかる様々な情報の提供</li> <li>・暮らしや文化等の現地における体験機会の提供</li> <li>・不動産(空き家等)関係の情報提供・紹介、空き家整備支援等</li> </ul>                                         |
| 就業・就農に関する支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業体験、農業技術研修の実施</li> <li>・就農に関する相談への対応、資金確保支援等</li> <li>・地域の求職情報の提供</li> <li>・起業活動への支援(研修、専門家アドバイス、助成等)</li> <li>・企業誘致等による雇用創出への取組</li> </ul> |
| 移住後の継続支援    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・就農後の営農指導等の実施</li> <li>・ボランティア活動など地域活動参画支援</li> </ul>                                                                                         |
| その他         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・多岐にわたる相談へのワンストップサービスでの対応</li> <li>・定住希望者のニーズの把握とそれを踏まえた支援実施 等</li> </ul>                                                                     |

資料：農林水産省作成。

### (地域の関係者の連携が重要)

定住促進による地域活性化を目指して、企業の連携によるビジネスモデルが成果をあげている事例がみられる。また、農村へ定住した団塊世代が経験や技術等を活かせる起業や雇用、ボランティア活動等の場の創出のため、行政と企業、NPOが連携した取組もみられる。

#### <事例：関連産業の連携による共生・対流促進への取組>

あさひかわし

北海道旭川市の旅行・観光企画、運輸、不動産、IT関連といった定住に際して関連ある業種の中小企業5社は、地域への定住促進による交流人口の増大と地域経済の活性化とともに、地域コミュニティの再生を図ることを目的に、「カムイミントラ(アイヌ語で「神々の遊ぶ庭」の意)の伝道師」と名づけた共同組織を17年5月に設立した。インターネット等による情報提供、体験ツアーの企画、定住のための住宅地のあっせん、現地におけるきめ細かな案内等、移住に必要なサービスを各企業がチームを組んで提供するとともに、地元との交流のつなぎ役として機能している。

また、行政や関係者の理解を得つつ、定住促進や農業体験の企画等に取り組み、成果をあげている。今後は、行政の支援も得ながら地域のコミュニティ再生に向けた取組を展開していく予定である。



**体験ツアー参加者とのパネル  
ディスカッション**

## ウ グリーン・ツーリズムの促進と農業・農村体験学習等への取組 (農業・農村に多様なニーズを有する都市住民)

都市住民は、農業・農村とのかかわりに関し、ゆとりや安らぎへの志向とともに、安全・新鮮でおいしい農産物に対するニーズが高い<sup>\*1</sup>。また、農作業や農村の生活・文化の体験や農家の人たちと交流するなど、年齢層や個人の志向等により多様なニーズが存在している。

### (地域の創意・工夫による取組が進むグリーン・ツーリズム)

都市と農村の共生・対流を一層促進させるためには、多様な都市住民のニーズを踏まえ、地域の特色のある地域資源を活用した魅力ある交流体験プログラムを提供するなど、経営感覚をもちつつ、魅力ある地域の創造に取り組んでいくことが重要である。

最近では、廃校や遊休農地、使われなくなった公的施設を、個性ある新たな価値観で掘り起こし、交流資源として活用するなどの取組がみられる。

また、健康への意識の高まり等を踏まえ、地域の温泉や食材、自然等を活用して、健康増進を核とした体験プログラムにより、グリーン・ツーリズムの推進に取り組んでいる事例もみられる。

#### <事例：地域資源を活用し健康増進をテーマとしたグリーン・ツーリズム>

かつのしおおゆ

秋田県鹿角市大湯地域では、医療機関を中心に農家や温泉旅館、牧場等が連携し、地域を一つの健康院に見立て、地域資源を活用しつつ、参加者がストレスの解消やいやしを受けられる健康プログラムを用意している。プログラムは、地元食材を用いた食事、そば打ち体験や農作業体験、温泉、森林浴、医療スタッフによる健康チェック、健康講話等を組み合わせたメニューとなっている。16年から定期的にモニターツアーを開催しており、今後も継続することで健康院の定着を目指していくこととしている。



地元食材の野外昼食風景

### (規制緩和を活用した農林漁家民宿開業の広がり)

農山漁村に滞在する際に利用できる農林漁家民宿は、開業、運営等に関する様々な規制緩和の実施のもとで開業の動きが広がっており、全国で3,671軒に達している<sup>\*2</sup>。

なかでも、農林漁業体験の提供等を行い、グリーン・ツーリズムの推進に中心的な役割を果たすと考えられる農林漁業体験民宿は、「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」の改正（17年12月施行）により、登録要件の明確化や、農林漁業者と連携してサービスを提供する非農林漁家が営む宿泊施設も登録が可能になるなど、登録制度の見直しが行われ、普及、利用の促進が図られている。

\*1 (財)農山漁村交流活性化機構「交流意向調査」(18年2月調査)。P17図の注釈参照。

\*2 農林水産省「農林業センサス」(17年)、「漁業センサス」(15年)。

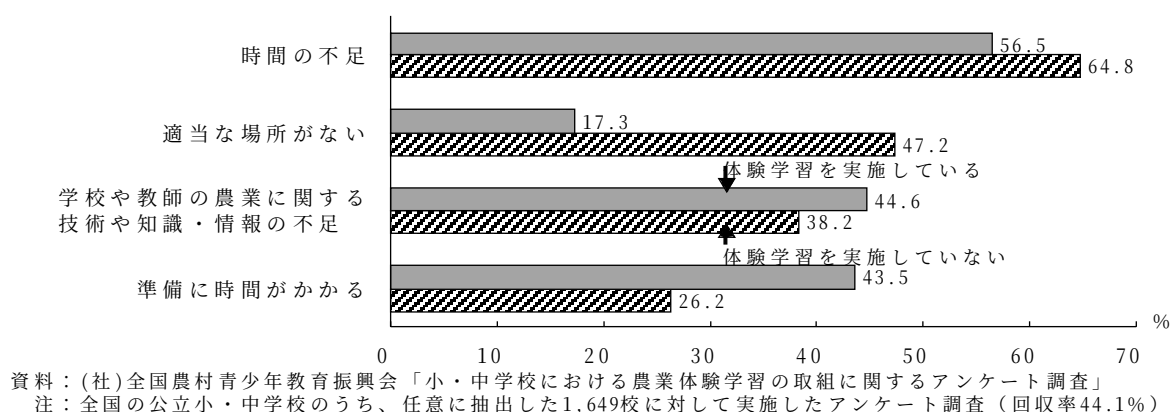


## （多くの国民が農業・農村体験学習の必要性を認識）

世論調査によると、89%の国民が学校は子どもへの農業・農村体験学習に取り組むべきであると考えている<sup>\*1</sup>。小・中学校の農業体験学習は、小学校の79%、中学校の33%で実施されているが、現在、農業体験学習を実施している小・中学校では、時間の不足、学校や教師の農業に関する技術・情報の不足を課題とする学校が多い。未実施の学校ではこれらに加え、農園の確保を課題としている（図Ⅲ－40）。また、小学校の教師への調査によると、収穫の喜びがあることに加えて、子どもが自然や生きもの、食について関心・興味をもち、理解を深める機会となることについて、8割以上が農業体験学習の教育的効果を評価している<sup>\*2</sup>。

このようななか、小・中学校で、農山漁村に1週間程度滞在して農業の体験学習を行うセカンドスクール等を実施して、成果をあげている事例もみられる。

図Ⅲ－40 農業体験学習の実施における課題



## （農業・農村の有する福祉機能を活用した取組も進展）

農業・農村における様々な体験や活動等を通じ、人間性の回復、障害者の機能回復や社会復帰への支援、高齢者の介護予防等、福祉にかかわる様々な効果を期待した取組が行われている。また、健康と医学・農業のかかわりに着目し、大学と地域の連携による新たなビジネスモデル構築の取組もみられる。

そのほか、NPOを中心に、若者を一定期間農村に派遣し、農林業活動や地域活動等を通じて、自己の生き方をみつける機会を提供する試みも、成果をあげている。

### <事例：大学と市が連携し、薬草による農業・環境・医療への意識啓発と地域農業振興を図る取組>

北里大学は、農医連携の理念のもとに、神奈川県相模原市と提携して、遊休農地を活用した薬用植物園の指導を行っている。ここでは、市民向けの薬草栽培体験、講習、相談対応、シンポジウム等による薬草栽培の啓発・普及を行うほか、研究成果を応用した栽培技術や加工・流通システムの開発など、新たなビジネスモデルの創出に取り組んでいる。大学で生まれた技術や知見を応用した活動を通じ、市民の地域農業への関心や「農業・環境・医療」の連携への意識が高まり、地域農業の振興に成果が期待されている。



取組が行われている薬用植物園

\*1 内閣府「都市と農山漁村の共生・対流に関する世論調査」（18年2月）。

\*2 (独)農業・食品産業技術総合研究機構農村工学研究所「農業体験学習の取り組み方と教育的効果の関連性に関する分析」（18年6月）

## エ 多様な主体の参画による地域の再チャレンジ (多岐にわたる分野で活発に活動を行うNPO)

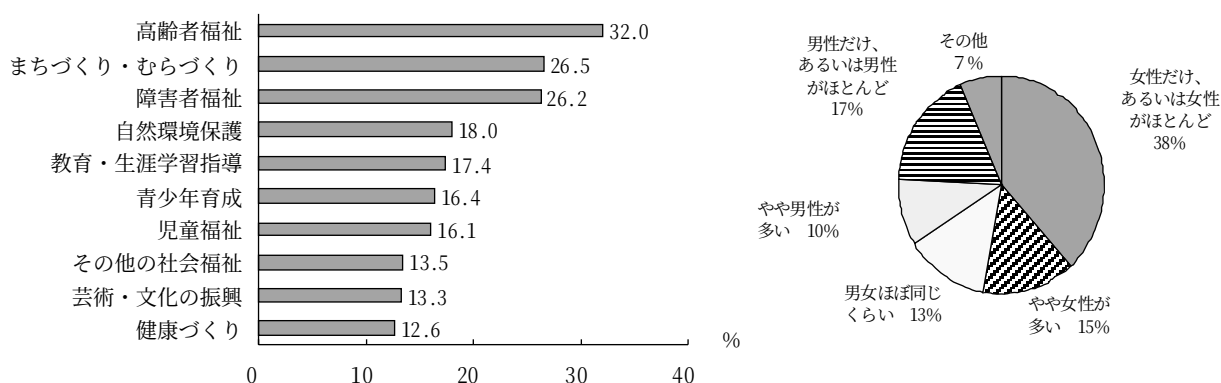
NPOは、NPO法人としての認証件数が約3万件に達するなど<sup>\*1</sup>、活動が活発化しており、高齢者や障害者への福祉活動のほか、まちづくり・むらづくり等、地域の活性化や環境保全に関する分野において活動を行う団体も多い(図Ⅲ-41)。

都市と農村の共生・対流の促進に関しても、都市住民の田舎暮らしや、棚田をはじめとする美しい農村景観の保全にかかわる様々な情報発信や交流活動を実施するなど、NPOの特性を活かして都市と農村の橋渡しを行う活発な取組が見られる。また、NPOのスタッフ構成は、女性を中心とする団体が多く、女性の活躍が目立っている。

図Ⅲ-41 市民活動団体の状況について

(活動分野(複数回答))

(スタッフの構成)



資料：内閣府「市民活動団体等基本調査」(17年1～2月実施)

注：都道府県、政令指定都市の把握している市民活動団体のうち、無作為に抽出した10,000団体(任意団体3,000、特定非営利活動法人7,000団体)を対象としたアンケート調査(回収率43.6%)。

### (農村でも高まるNPOへの期待)

全国の市区町村への調査によると、66%の市区町村が地域社会においてNPOとの協働活動を実施し、また、88%の市区町村が今後の協働の重要性や必要性を感じている<sup>\*2</sup>。

また、町村部では、都市部ほど活発な活動はみられないが、UJIターン者の地域へのとけ込み支援や市町村合併後のまちづくりといった、地域コミュニティの再興におけるNPOの活動について、7割以上の町村がその重要性を認識しており、行政や自治会をはじめ、地域の住民団体とNPOが連携した取組への期待の高さがうかがわれる<sup>\*3</sup>。

最近では、NPOのみならず企業が社会貢献活動として、高齢化の進む農村で農作業や交流活動等の支援を行う事例もみられる。

\*1 内閣府調べ。

\*2 内閣府「コミュニティ再興に向けた協働のあり方に関する調査」(16年2～3月調査)。全国の1,007の市区町村を対象として実施(回収率63.4%)。

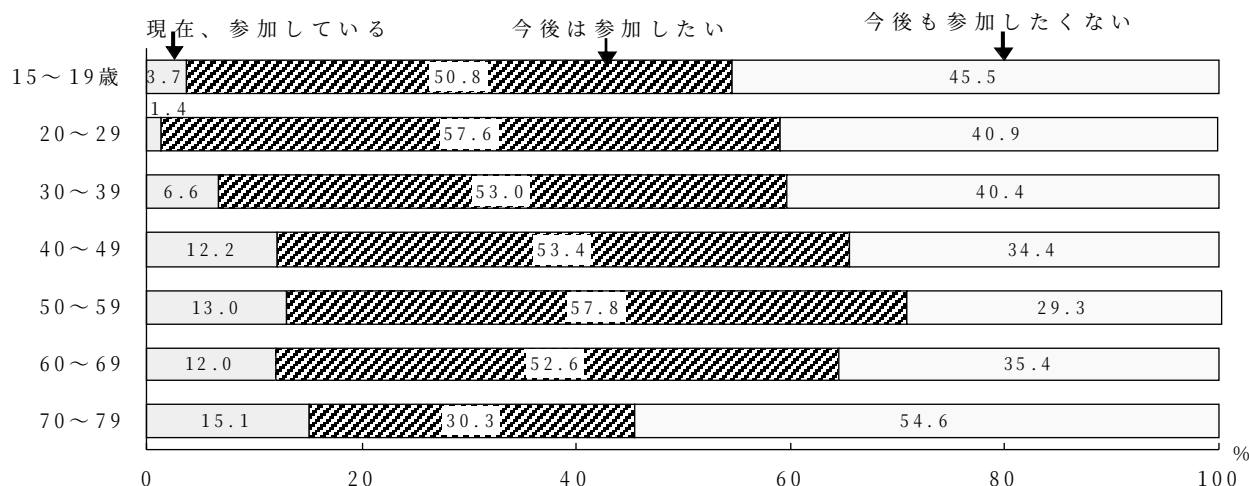
\*3 内閣府第19次国民生活審議会総合企画部会(第7回)資料

### (団塊世代の地域活動等への参画を通じた共生・対流の促進に期待)

社会への貢献意識は近年高まる傾向にあり\*1、団塊世代を含む50歳代層を中心に、NPO、ボランティア等の活動への参画に関して、高い意識を有している(図Ⅲ-42)。

今後、定年退職を迎えた団塊世代が、都市部やUJ1ターン先の農村部で、これらの活動に参画することで、都市と農村の共生・対流の一層の促進や、地域の活性化に向けた取組の活発化が期待される。

図Ⅲ-42 NPO、ボランティア等の活動への参画に関する意向(年齢階層別)



資料：内閣府「国民生活選好度調査」(15年)

注：全国の15歳以上80歳未満の男女5,000人を対象として実施(回収率77.9%)。

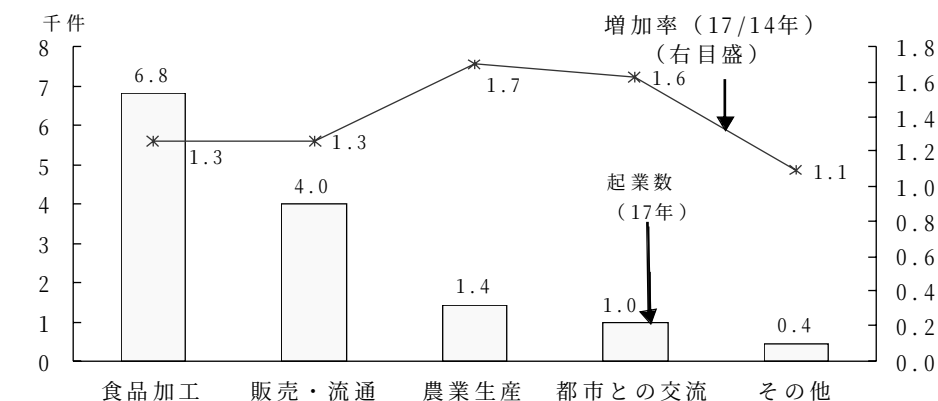
### (女性や高齢者も含めた多様な者の参画による共生・対流の促進)

農村の女性による起業は、近年食品加工を中心に増加傾向にあり、最近では農業生産や、農家民宿や農家レストランの運営等の都市農村交流についても伸びが大きい(図Ⅲ-43)。

今後、団塊世代、女性や高齢者等の参画により、都市と農村の共生・対流の促進と地域の活性化を図っていくためには、地域資源を活用した地域ブランドの育成、地域のかかえる課題を捉えた新たなコミュニティ・ビジネスの展開等の取組が重要である。

このため、リーダーの育成・確保や、行政、住民団体やNPO等の関係者が幅広く参画する新たなネットワークを構築するなど、連携・協働のための体制づくりが必要である。

図Ⅲ-43 農村女性による起業数の推移(活動分野別)



資料：農林水産省調べ。

\*1 内閣府「社会意識に関する世論調査」

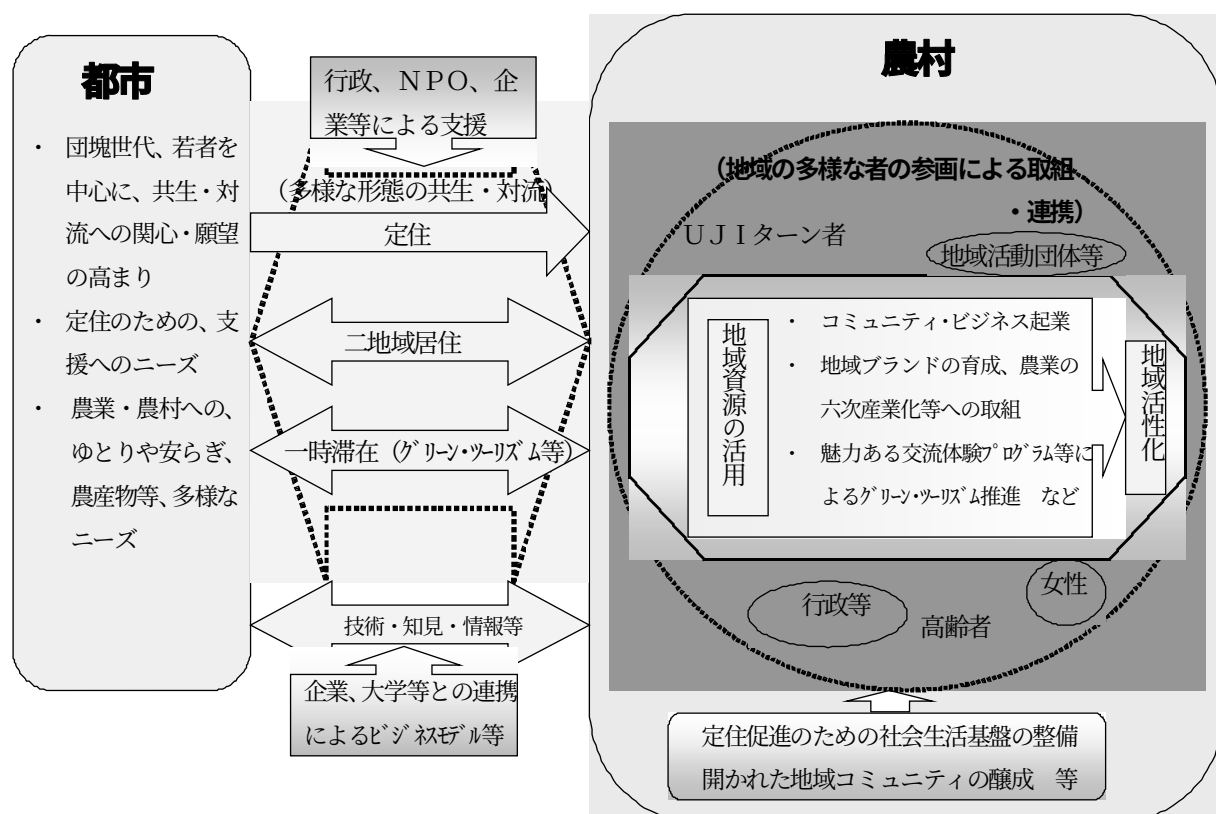
### (都市の有する様々な力を取り込むことが重要)

都市と農村の共生・対流の一層の促進を通じて、双方の有する人材、知見、技術等をより広範に活用する必要がある。特に、農村の活性化に向けて、大学や企業との連携による新たなビジネスモデルを構築するなど、都市に集積した人材、知見、技術等を地域の再チャレンジに必要な力として取り込んでいくことが重要となっている（図Ⅲ－44）。

また、農業経営における適正な財務・税務管理や、農産物の高付加価値化、効率的なマーケティングの展開等の面で、これら外部の優れた経営手法や新たな発想・創意工夫を活かしていくことにより、農村地域の活性化を図っていく必要がある。

さらに、こういった取組を通じ、農業経営の安定化が図られるとともに、担い手の育成・確保による国内農業の体質強化や、バイオマス利用の加速化や農産物輸出の促進といった農業・農村の新境地の開拓が図られ、農業を21世紀にふさわしい戦略産業としていくことが期待される。

図Ⅲ－44 都市と農村の共生・対流の促進を通じた地域の活性化



資料：農林水産省作成。

## [ 用 語 の 解 説 ]

### 1. 基本統計用語

#### 農家等分類関係（1990～2000年センサスの定義）

| 用 語        | 定 義                                                       |
|------------|-----------------------------------------------------------|
| 農 家        | 経営耕地面積が10 a 以上の農業を営む世帯または農産物販売金額が年間15万円以上ある世帯             |
| 販売農家       | 経営耕地面積30 a 以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家                       |
| 主業農家       | 農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の者がいる農家 |
| 準主業農家      | 農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の者がいる農家 |
| 副業的農家      | 1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の者がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）       |
| 専業農家       | 世帯員のなかに兼業従事者が1人もいない農家                                     |
| 第1種兼業農家    | 世帯員のなかに兼業従事者が1人以上おり、かつ農業所得の方が兼業所得よりも多い農家                  |
| 第2種兼業農家    | 世帯員のなかに兼業従事者が1人以上おり、かつ兼業所得の方が農業所得よりも多い農家                  |
| 自給的農家      | 経営耕地面積が30 a 未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家                       |
| 農家以外の農業事業体 | 経営耕地面積が10 a 以上または農産物販売金額が年間15万円以上の農業を営む世帯（農家）以外の事業体       |
| 農業サービス事業体  | 委託を受けて農作業を行う事業所（農業事業体を除き、専ら苗の生産及び販売を行う事業所を含む）             |

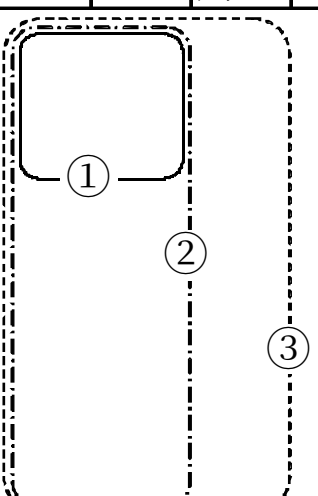
#### 農業経営体分類関係（2005年センサスの定義）

| 用 語          | 定 義                                                                                                                                                                                                                |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 農業経営体        | 農産物の生産を行うかまたは委託を受けて農作業を行い、①経営耕地面積が30 a 以上、②農作物の作付面積または栽培面積、家畜の飼養頭羽数または出荷羽数等、一定の外形基準以上の規模（露地野菜15 a、施設野菜350m <sup>2</sup> 、搾乳牛1頭等）、③農作業の受託を実施、のいずれかに該当する者（1990～2000年農業センサスの定義では、販売農家、農家以外の農業事業体及び農業サービス事業体を合わせた者となる） |
| 農業経営体のうち家族経営 | 農業経営体のうち個人経営体（農家）及び1戸1法人（農家であって農業経営を法人化している者）                                                                                                                                                                      |
| 個人経営体        | 農業経営体のうち世帯単位で事業を行う者であり、1戸1法人を除く。                                                                                                                                                                                   |
| 法人経営体        | 農業経営体のうち法人化して事業を行う者であり、1戸1法人を含む。                                                                                                                                                                                   |
| 単一経営経営体      | 農産物販売金額のうち主位部門の販売金額が8割以上の経営体                                                                                                                                                                                       |
| 準単一複合経営経営体   | 農産物販売金額のうち主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営体                                                                                                                                                                                   |
| 複合経営経営体      | 農産物販売金額のうち主位部門の販売金額が6割未満の経営体                                                                                                                                                                                       |

## 農家経済関係

| 用 語        | 解 説                                                                                          |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総所得        | 農業所得＋農業生産関連事業所得＋農外所得＋年金等の収入                                                                  |
| 農業所得       | 農業粗収益（農業経営によって得られた総収益額）－農業経営費（農業経営に要した一切の経費）                                                 |
| 農業生産関連事業所得 | 農業生産関連事業収入（農業経営関与者が経営する農産加工、農家民宿、農家レストラン、観光農園等の農業に関連する事業の収入）－農業生産関連事業支出（同事業に要した雇用労賃、物財費等の支出） |
| 農外所得       | 農外収入（農業経営関与者の自営兼業収入、給料・俸給）－農外支出（農業経営関与者の自営兼業支出、通勤定期代等）                                       |

## 農家世帯員の農業労働力関係

|          |         | 仕事への従事状況                                                                           |                                              |                     |                    |
|----------|---------|------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|---------------------|--------------------|
|          |         | 自営農業<br>のみに<br>従事                                                                  | 自営農業とその他の<br>仕事両方に従事<br>（自営農業が主<br>その他の仕事が主） | その他の<br>仕事のみ<br>に従事 | 仕事に<br>従事しな<br>かった |
| ふだんの主な状態 | 主に仕事    |  |                                              |                     |                    |
|          | 主に家事や育児 |                                                                                    |                                              |                     |                    |
|          | その他     |                                                                                    |                                              |                     |                    |
|          |         |                                                                                    |                                              |                     |                    |

### 世帯員

原則として住居と生計を共にする者

- ① 基幹的農業従事者  
自営農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、ふだんの主な状態が「主に仕事（農業）」である者
- ② 農業就業人口  
自営農業のみに従事した者または自営農業以外の仕事に従事していても年間労働日数でみて自営農業が多い者
- ③ 農業従事者  
15歳以上の世帯員で年間1日以上自営農業に従事した者  
農業専従者  
農業従事者のうち自営農業に従事した日数が150日以上の方

## 農業地域類型区分

| 用 語      | 定 義                                                                                                                                                       |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 農業地域類型区分 | 地域農業の構造を規定する基盤的な条件（耕地や林野面積の割合、農地の傾斜度等）に基づき市町村及び旧市区町村を区分したもの                                                                                               |
| 区 分      | 基 準 指 標 （下記のいずれかに該当するもの）                                                                                                                                  |
| 都市的地域    | ○ 可住地に占めるDID面積が5%以上で、人口密度500人以上またはDID人口2万人以上の旧市区町村または市町村<br>○ 可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人以上の旧市区町村または市町村<br>※ただし、林野率80%以上のものは除く                            |
| 平地農業地域   | ○ 耕地率20%以上かつ林野率50%未満の旧市区町村または市町村<br>ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑との合計面積の割合が90%以上のものを除く<br>○ 耕地率20%以上かつ林野率50%以上で、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の旧市区町村または市町村 |
| 中間農業地域   | ○ 耕地率が20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の旧市区町村または市町村<br>○ 耕地率が20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の旧市区町村または市町村                                                              |
| 山間農業地域   | ○ 林野率80%以上かつ耕地率10%未満の旧市区町村または市町村                                                                                                                          |

注：1） 決定順位：都市的地域→山間農業地域→平地農業地域・中間農業地域  
2） DID（人口集中地区）とは、原則として人口密度が4,000人/㎢以上の国勢調査基本単位区が市区町村内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が5,000人以上を有する地区をいう。  
3） 傾斜は1筆ごとの耕作面の傾斜ではなく、団地としての地形上の主傾斜をいう。  
4） 農業地域類型区分の「中間農業地域」と「山間農業地域」を合わせた地域を「中山間地域」という。

## 2. 五十音順

あ

### NPO（法人） （Non Profit Organi- zation）

営利を目的としない民間の組織や団体。会費、事業収入、民間の寄付、行政の補助金等を財源にして、ボランティアの労働力などで運営を行う。活動領域は福祉、環境からまちづくりまで幅広く、行政とは独立して自主的に社会貢献活動を行うなど市場でも政府でも十分に供給できないサービスを提供しており、新たな公益活動の担い手として注目されている。  
また、特定非営利活動促進法に基づき、法人格を取得し、法人として、銀行で口座を開設したり、事務所を借りるなどの行為を法人の名で行えるNPO法人（特定非営利活動法人）と任意団体等を含む広義のNPOと区別している。

か

### 高病原性鳥インフルエンザ

鳥インフルエンザのうち、発症すると致死率が100%に近く、全身症状など鳥に対して特に高い病原性を示す特定のウイルスによる疾病。わが国ではH5 亜型、H7 亜型のタイプ等を高病原性鳥インフルエンザとしている。  
高病原性鳥インフルエンザが、食品を介して人に感染する可能性は、現時点ではないものと考えられており、実際、食品（鶏卵、鶏肉）を食べることにより感染した例は、世界的にも報告されていない。  
なお、鳥インフルエンザウイルスは、H亜型（赤血球凝集素による分類：ウイルスの細胞侵入に関与）と、N亜型（酵素による分類：ウイルスの細胞からの遊離に関与）を組み合わせることで標記される。（例：H5N1亜型）

### 家族経営協定

家族で営農を行っている農業経営において、家族間の話し合いをもとに経営計画や、各世帯員の役割、就業条件等を文書にして取り決めたもの。  
家族農業経営においても、効率的・安定的な経営を目指すためには、経営に携わる構成員の役割、就業条件等の明確化を図っていくことが重要であり、また女性や後継者等の農業に従事する世帯員の役割が明確化され、農業者年金制度等の助成対象となるほか、認定農業者制度の共同申請の活用が可能となる等、家族経営協定は農業経営の近代化を促進していく上で重要な取組となっている。

### 教育ファーム

自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的として、農林漁業者等が一連の農作業等の体験の機会を提供する取組をいう。なお、一連の農作業等の体験とは、体験者が農林漁業者等の実際に業を営んでいる方による指導を受けて、同一作物について2つ以上の作業を年間2日以上の間行うことを指す。

### 経済連携協定（EPA） ／自由貿易協定（FTA）

Economic Partnership Agreement／Free Trade Agreementの略。2以上の国が関税の撤廃や制度の調整等による相互の貿易促進を目的として特定国・地域との間で締結されるもので、物やサービスの貿易を自由にする協定をFTAという。FTAの内容を含みつつ、市場制度や経済活動等、幅広く経済的な関係を強化する協定をEPAという。これらは、貿易及び関税に関する一般協定（ガット）等において、WTOの最恵国待遇の例外として、一定の要件（①「実質上のすべての貿易」について「関税その他の制限的通商規則を廃止」すること、②廃止は、妥当な期間内（原則10年以内）に行うこと、③域外国に対して関税その他の通商障壁を高めないこと等）のもとに認められている（同協定（ガット）第24条他）。

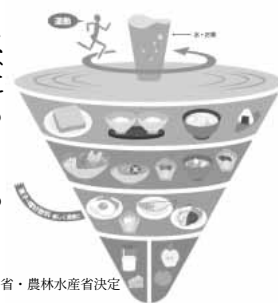
### 耕作放棄地

農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地をいう。なお、これに対して、調査日以前1年以上作付けしなかったが、今後数年の間に再び耕作する意思のある土地は不作付け地といわれ、経営耕地に含まれる。

### 効率的かつ安定的な農業経営

主たる従事者の年間労働時間が他産業従事者と同等であり、主たる従事者1人当たりの生涯所得がその地域における他産業従事者と遜色ない水準を確保し得る生産性の高い農業経営をいう。

|                 |                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国内総生産（GDP）      | Gross Domestic Productの略。国内において一定期間（通常1年間）に生産された財・サービスの付加価値額の総計。国内の経済活動の水準を表す指標となる。                                                                                                                   |
| さ               |                                                                                                                                                                                                       |
| 作況指数            | 作柄の良否を表す指標で、その年の10アール当たり平年収量に対する10アール当たり（予想）収量の比率で表す。10アール当たり平年収量は、作物の栽培開始前に、その年の気象の推移や被害の発生状況等を平年並みとみなし、最近の栽培技術の進歩の状況等を考慮して、実収量のすう勢を基に算出したその年に予想される収量のことである。                                         |
| GAP(農業生産工程管理手法) | Good Agricultural Practiceの略。農産物の安全確保等のため、農業者・産地自らが、作物や地域の状況等を踏まえ、①農作業の点検項目を決定し、②点検項目に従い農作業を行い、記録し、③記録を点検・評価し、改善点を見出し、④次回の作付けに活用するという一連の「農業生産工程管理手法」をいう。                                              |
| (農業のもつ) 自然循環機能  | 稲わらや家畜排せつ物等をたい肥として農地に還元することによって、①土壌の物理性が改善され生産力が増進する、②養分として再び作物に吸収される、③土壌中の微生物が多様化する。このように、農業生産活動は自然界における生物を介在する物質の循環に依存するとともに、こうした循環を促進する機能を有しており、これを総称して農業のもつ自然循環機能という。                             |
| 集落営農            | 集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動。<br>①転作田の団地化、②共同購入した機械の共同利用、③担い手が中心となって取り組む生産から販売までの共同化など、地域の実情に応じてその形態や取組内容は多様である。                                                                          |
| 助成合計量（AMS）      | Aggregate Measurement of Supportの略。WTO農業協定において、削減対象とされている国内支持の総額。AMS＝市場価格支持（農産物の内外価格差×生産量）＋削減対象直接支払い（削減対象となる農業補助金等）。ウルグアイ・ラウンド農業合意では、各国のAMSについて、1986-88年の水準を基準として、1995年から2000年までの6年間で20%削減することが合意された。 |
| 食事バランスガイド       | 心身ともに健康で豊かな食生活の実現に向けて、平成12年に策定された「食生活指針」を具体的な行動に結び付くようによりわかりやすく、1日に「何を」「どれだけ」食べたらよいかを示したものである。<br>コマをイメージして描かれ、主食、副菜、主菜、牛乳・乳製品、果物の料理区分ごとに1日にとる量の目安が料理で表されている。                                         |



厚生労働省・農林水産省決定

## 損益分岐点分析・損益分岐点比率

売上高と費用、利益との関係を分析する方法であり、（農業）経営の継続のための利益計画を策定する際の有効な手法の一つ。売上高と費用が等しく、利益も損失も生じない採算点を「損益分岐点」、それに対応した売上高を「損益分岐点売上高」といい、この損益分岐点売上高以上の売上高をあげることによって、はじめて利益が発生する。また、実際の売上高に対するこの損益分岐点売上高の比率をみたものを「損益分岐点比率」といい、この値が低いほど収益が高く、経営が安定していることを示す。

なお、損益分岐点売上高及び損益分岐点比率は次式により与えられる。

$$\text{損益分岐点売上高} = \frac{\text{固定費}}{1 - \text{変動費} / \text{売上高}}$$

$$\text{損益分岐点比率} = \frac{\text{損益分岐点売上高}}{\text{現実の売上高}} \times 100$$



|                             |                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| た                           |                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| WTO                         | World Trade Organization（世界貿易機関）の略。ウルグアイ・ラウンド合意を受け、関税及び貿易に関する一般協定（ガット）に代わり、1995年1月に発足した国際機関。本部はスイスのジュネーブにあり、貿易障壁の除去による自由貿易推進を目的とし、多角的貿易交渉の場を提供するとともに、国際貿易紛争を処理する。                                                                                                          |
| 特定農業団体                      | 担い手不足が見込まれる地域において、その地域の農地面積の2／3以上について農作業を受託する相手方として、一定の地縁的まとまりをもつ地域の地権者の合意を得た任意組織。農業生産法人となることが確実と見込まれ、地権者から農作業を引き受けるよう依頼があったときは、これに応じる義務を負うという性格を有する。（農業経営基盤強化促進法第23条第4項）                                                                                                  |
| 特定農業法人                      | 担い手不足が見込まれる地域において、その地域の農地面積の過半を集積する相手方として、一定の地縁的まとまりをもつ地域の地権者の合意を得た法人。地権者から農地を引き受けるよう依頼があったときは、これに応じる義務を負うという性格を有する。（農業経営基盤強化促進法第23条第4項）                                                                                                                                   |
| トレーサビリティ・システム（流通経路情報把握システム） | 食品の流通経路情報（食品の流通した経路及び所在等を記録した情報）を活用して食品の追跡と遡及を可能とする仕組み。これにより、事故発生時の食品回収や原因究明等が迅速に行えるようになる。さらに、消費者に伝える各種情報の充実や品質管理の向上、効率化等に資することも期待される。                                                                                                                                     |
| な                           |                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 中食（なかしょく）                   | レストラン等へ出かけて食事をする外食と、家庭内で手作り料理を食べる「内食（ないしょく）」の中間にあつて、市販の弁当やそう菜等、家庭外で調理・加工された食品を家庭や職場・学校・屋外等持って帰り、そのまま（調理加熱することなく）食事として食べられる状態に調理された日持ちのしない食品の総称。                                                                                                                            |
| 認定農業者（制度）                   | 農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的かつ安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度。認定を受けた者（認定農業者）に対しては、スーパーL・S資金等の低利融資制度、農地流動化対策、担い手を支援するための基盤整備事業等の各種施策を重点的に実施しており、19年産以降の品目横断的経営安定対策の対象者となっている。                                                               |
| 農業集落                        | 市町村の区域の一部において、農作業や農業用水の利用を中心に、家と家とが地縁的、血縁的に結び付いた社会生活の基礎的な地域単位のこと。農業水利施設の維持管理や農機具等の利用、農産物の共同出荷等の農業生産面ばかりでなく、集落共同施設の利用、冠婚葬祭その他の生活面にまで及ぶ密接な結び付きのもと、様々な慣習が形成されており、自治及び行政の単位としても機能している。                                                                                         |
| 農業総産出額                      | 農業生産活動による最終生産物の総産出額であり、農産物の品目別生産量から、二重計上を避けるために、種子、飼料等の中間生産物を控除した数量に、当該品目別農家庭先価格を乗じて得た額を合計したものである。                                                                                                                                                                         |
| は                           |                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| BSE（牛海綿状脳症）                 | Bovine Spongiform Encephalopathyの略。異常プリオンたんぱく質（細胞たんぱく質の一種が異常化したもの）に汚染された飼料（BSE感染牛の脳等を含む肉骨粉等）の摂取により経口感染すると考えられている牛の疾病。2年以上の長い潜伏期間の後、脳組織がスポンジ状になり、行動異常等の神経症状を呈し、発病後2週間から6か月で死に至る。1986年に英国で初めて報告されたが、これは、70年代に英国での肉骨粉の製造工程が変化したことにより、異常プリオンたんぱく質が不活化されずに残存した肉骨粉が流通・給与されたことが背景 |

にあると考えられている。

|                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ま                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <b>メタボリックシンドローム<br/>(内臓脂肪症候群)</b> | <p>内臓脂肪が蓄積することによって、血圧や血糖が高くなったり、血中の脂質異常をおこしたりして、食事や運動等の生活習慣を改善しなければ、心筋梗塞や脳卒中等がおりやすくなる状態のこと。</p> <p>平成17年4月に日本内科学会等8学会が日本人向け診断基準を設定した。これは、内臓脂肪蓄積（ウエスト周囲径 男性85cm以上、女性90cm以上（内臓脂肪面積100cm<sup>2</sup>以上に相当））に加え、血中脂質、血圧、血糖の基準のうち2項目以上に該当する場合に、メタボリックシンドロームと診断される。</p> |
| <b>モダリティ</b>                      | <p>WTO農業交渉においては、市場アクセス、国内支持、輸出競争の3分野等について、具体的な削減率等の各国に共通に適用されるルールをいう。ウルグアイ・ラウンド農業合意でみると、「助成合計量の実施期間中の20%削減」や「農産物全体で平均36%（品目ごとに最低15%）の関税削減」等がこれに当たる。</p>                                                                                                           |
| や                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <b>Uターン</b>                       | <p>大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。</p>                                                                                                                                                                       |
| <b>優良農地</b>                       | <p>一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地をいう。</p> <p>例えば、20ha以上の集団的な農地や農業水利施設の整備等を実施した農地等は、農地法、「農業振興地域の整備に関する法律」により、優良な農地として原則として農地の転用を認めないこととされている。</p>                                                                                     |
| ら                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <b>（農業経営基盤強化促進法に基づく）利用権</b>       | <p>農業経営基盤強化促進法に定められている農業上の利用を目的とする賃借権、使用賃借権等のこと。</p> <p>農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により設定された利用権は、賃借権の法定更新等が適用される農地法に基づく一般の賃貸借とは異なり、契約期間の満了とともに所有者に農地が返還される（再設定も可能）。</p>                                                                                               |
| <b>六次産業化</b>                      | <p>農畜産物の生産（一次）だけでなく、食品加工（二次）、流通・販売等（三次）にも農業者が主体的かつ総合的に関わることで、第二次・三次産業事業者が得ていた付加価値を農業者が得ようとする取組。</p> <p>一次×二次×三次＝六次産業</p>                                                                                                                                          |

## 第2部 平成18年度食料・農業・農村施策



## 概 説

### 1 施策の重点

「食料・農業・農村基本計画」の目標及び課題等の実現に向けて、以下の施策を総合的に展開した。特に、「経営所得安定対策等大綱」を踏まえ、担い手の育成・確保や農地の利用集積の加速化、米政策改革の着実な実施に取り組むとともに、農地・農業用水等の資源や農村環境の保全向上施策の構築を図った。

また、食の安全及び消費者の信頼の確保、都市と農村の共生・対流の促進を一層進めるとともに、農産物の輸出促進、バイオマスの利活用、革新的技術の開発・普及等を強力に推進した。

- ① 食料自給率向上に向けた消費及び生産に関する施策
- ② 食料の安定供給の確保に関する施策
- ③ 農業の持続的な発展に関する施策
- ④ 農村の振興に関する施策
- ⑤ 国際交渉への取組

### 2 財政措置

「食料・農業・農村基本計画」の実現に向け、厳格な工程管理のもとでスピード感あふれる農政改革を実行するため、必要な財政措置を講ずることとし、平成18年度農業関係一般会計予算額は、総額2兆1,139億円となった。これにより、①品目横断的経営安定対策の19年産からの導入に向けた集落営農の組織化・法人化等による担い手の育成・確保の推進をはじめとする農業構造改革の推進、②食の安全と消費者の信頼の確保・食育の充実、農林水産物の輸出促進等による食料の供給・消費システムの改革の推進、③都市と農山漁村の共生・対流の促進、バイオマスの利活用等による地域資源を活かした農村の活性化等を図った。

また、18年度の農林水産省関係の財政投融资計画額は2,139億円となった。このうち主要なものは、農林漁業金融公庫への財政投融资計画額で1,720億円となった。

### 3 立法措置

第164回国会において、以下の法律等が成立した。

- ・ 「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律」
- ・ 「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」
- ・ 「砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律」
- ・ 「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律」

また、平成18年度において、「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係

法律の整備に関する法律」等が施行された。

## 4 税制上の措置

重点施策をはじめとする施策の総合的な推進を図るため、以下をはじめとする税制措置を講じた。

### （１）農業経営・構造、農山村地域活性化対策

- （ア）平成17年度の水田農業構造改革交付金（産地づくり対策）等についての特例措置を講じた。（個人は一時所得扱い、法人は固定資産の圧縮記帳）（所得税・法人税）
- （イ）奄美群島における製造業用等の機械等を取得した場合の特別償却制度を1年延長した。（所得税・法人税）
- （ウ）農協系統金融機関が合併等の組織再編を実施する際に負担する登録免許税の軽減措置を創設した。
- （エ）ハウス栽培等で使用する農林漁業用輸入A重油の免税措置及び同国産A重油の還付措置を延長した。（石油石炭税）

### （２）バイオマスの利活用、食品産業の競争力強化

- （ア）バイオマスの利活用を促進するため、エネルギー需要構造改革推進投資促進税制及び再商品化設備等の特別償却制度の対象設備にバイオマス利活用設備を追加した。（所得税・法人税）
- （イ）卸売市場法に基づく卸売業の合併にかかる登録免許税の軽減措置を延長した。

## 5 金融措置

各種制度資金について、政策金融改革の趣旨を踏まえつつ、担い手の育成などの農政改革を推進し、やる気と能力のある農業者がより強い経営体に発展することを支援するため、以下をはじめとする金融措置を講じた。

### （１）農林漁業金融公庫資金

農林漁業金融公庫資金については、

- ① 集落営農を担い手と位置付け、経営体育成強化資金の貸付対象者に追加
  - ② 担い手の多様な経営展開を支援するため、農業経営から加工・販売部門等を分社化した法人を農林漁業施設資金の貸付対象者に追加
  - ③ 食品流通改善資金、乳業施設資金及び食品産業品質管理高度化促進資金について、大企業向けの融資限度額を50%に削減
- 等の措置を講じた。

また、円滑な業務運営に資するため、農林漁業金融公庫に対し、一般会計から補給金を交

付した。

なお、沖縄県については、沖縄振興開発金融公庫の融資制度において、農林漁業金融公庫と同様の措置を講じた。

## **（２）農業信用保証保険**

農業信用保証保険については、独立行政法人農林漁業信用基金に対して、担い手への資金の円滑な供給が図られるよう、保険引受に必要となる財務基盤の強化を図るための助成措置を講じた。

## **（３）農業改良資金**

担い手の創意工夫による新たな作目や加工分野への進出、新たな技術や生産方式の導入の取組を支援するなどの措置を講じた。

# **6 政策評価**

効果的かつ効率的な行政の推進、行政の説明責任の徹底を図る観点から、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づく実績評価、事業評価等の政策評価を積極的に推進した。

特に平成18年度は、政策評価の重点化・効率化や評価と予算の連携強化等を図り、17年度に新たに策定した「農林水産省政策評価基本計画」等に即して実施した。

## I 食料自給率向上に向けた消費及び生産に関する施策

### 1 食料自給率向上に向けて重点的に取り組むべき事項

食料自給率向上協議会において、「平成17年度食料自給率向上に向けた行動計画」の取組実績等を踏まえつつ、平成18年度の行動計画を策定し、食料自給率向上に向け、関係者が一体となった計画的な取組を推進した。

#### (1) 食料消費

##### ア わかりやすく実践的な「食育」と「地産地消」の全国展開

一層多くの国民が、自らの食生活を見直し、健康づくりや栄養バランスの改善等に主体的に取り組むことができるよう、適正な食事の摂取量をわかりやすく示した「食事バランスガイド」を多様な媒体等を活用して国民へ周知した。また、中食・外食産業や小売業において、「食事バランスガイド」の普及・活用を促進するなど、米を中心に水産物、畜産物、野菜、果実等多様な副食から構成され、栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践を促すための情報提供を行った。

さらに、地域における地産地消の実践的な計画の策定・実施を促す運動の展開を図り、消費者が生産者と「顔が見え、話ができる」地産地消の取組を推進するため、優良活動事例等についての情報提供や地産地消の効果測定分析、学校給食における地場農産物活用促進についての指針づくり等を行った。

##### イ 国産農産物に対する消費者の信頼の確保

国産農産物が一層消費者から選択されるものとなるよう、生産者・事業者による食品の安全性向上に向けた取組を促進するとともに、食品表示やトレーサビリティ・システム（流通経路情報把握システム）を通じた国産農産物に関する情報提供の充実に取り組んだ。

#### (2) 農業生産

##### ア 経営感覚に優れた担い手による需要に即した生産の促進

19年産からの品目横断的経営安定対策の導入に向けて、制度改正等に取り組むとともに、担い手に対して、農業経営に関する各種施策を集中的・重点的に実施した。

また、これらの担い手が、地元消費者のニーズを把握するための交流活動や地場農産物の直売・加工等による地産地消、異業種の知恵を活用した技術開発や新規販路の開拓への取組を含め、主体性と創意工夫を十分発揮し、需要に即した生産に取り組める環境を整備した。

##### イ 食品産業と農業の連携の強化

加工・外食向けの農産物需要が今後とも増大することが見込まれるなかで、食品産業によって国産農産物が選択されるよう、地域における食料産業クラスターの形成（食品産業・農業・関連産業による連携構築）を促し、地域の食材を活用した新商品の共同開発等を促進した。また、加工・外食用需要に対応するため、国産農産物を安定した品質・数量で供給できる体制の整備を推進し、食品産業と農業の連携を促進した。

##### ウ 効率的な農地利用の推進

農業生産にとって最も基礎的な資源である農地が最大限に利用され、需要に即した国内農



業生産が増大するよう、改正農業経営基盤強化促進法に基づく担い手への農地の利用集積、新規参入の促進及び耕作放棄地の発生防止・解消を図った。また、農業生産基盤の整備、県域を越えたりレー方式による生産を推進した。さらに、効率的な農地利用を通じた飼料作物の自給率の向上を図るため、耕畜連携による飼料作物の生産や飼料用稲の新品種の開発、放牧の推進等に取り組んだ。

## 2 生産努力目標の実現に向けた施策

### （１）国産農畜産物の競争力強化に向けた生産面での取組強化

消費者・実需者等の多様なニーズに対応するとともに、一層の低コスト化等、生産性向上に向けて、産地における農畜産物の力強い生産供給体制を確立するための取組等を推進した。

具体的には、競争力強化に取り組む産地に支援を集中化し、以下の取組を推進した。

- ① 低コスト植物工場やＩＴを活用した環境保全型農業、機械の効率的な利用技術の導入による生産資材費の低減等革新的技術の導入
- ② 稲発酵粗飼料の生産拡大、国産稲わらの利用拡大、耕作放棄地等における放牧等の取組の推進による飼料自給率の向上
- ③ 地産地消の推進、鳥獣害防止対策の推進等の新たな課題への対応

### （２）品目ごとの取組

#### ア 米

米政策改革大綱に示された米づくりの本来あるべき姿の実現や農業者・農業者団体が主体となった需給調整システムを構築するため、以下の取組を推進した。

#### （ア）消費者・実需者ニーズに即した効率的な稲作生産

- a 基幹施設を拠点とした担い手による効率的な稲作生産体制や品質管理体制の構築
- b 水稻直播栽培や麦・大豆不耕起栽培等の新技術の導入による省力化・低コスト化
- c 産地段階における残留農薬の検査体制の整備やカドミウム吸収抑制対策

#### （イ）需給調整

- a 新たな需給調整システムへの移行

農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムへの移行に向け、条件整備等の状況についての検証を行い、平成19年産からの移行を決定した。

- b 基本指針の策定

食料・農業・農村政策審議会の意見を聴き、透明な手続きのもとに、米の需給動向、需給見通し、国の方針からなる「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」を年3回策定・公表し、需給に関する情報提供を行った。

- c 集荷円滑化対策

17年産米の豊作により発生した過剰米を区分出荷・保管する取組に対して支援を行った。

#### （ウ）助成制度

- a 産地づくり対策

地域自らの発想・戦略と地域の合意による地域水田農業ビジョンの実現に向け、需要に応じた作物生産及び水田農業の構造改革を推進し、消費者の期待にこたえる産地を育成する地域の取組を支援した。

b 稲作所得基盤確保対策

生産調整実施者で、かつ、集荷円滑化対策にかかる拠出を行っている者に対し、生産調整の優遇措置として、生産者の拠出と国からの交付金により造成した資金を用いて稲作所得を補てんする措置を講じた。

c 担い手経営安定対策

米価下落等による稲作収入の減少の影響が大きい担い手を対象に、稲作所得基盤確保対策に上乗せし、稲作収入の安定を図る助成措置を講じた。

(エ) 流通制度

a 米穀安定供給確保支援機構

米穀安定供給確保支援機構においては、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（食糧法）に規定された①集荷円滑化事業、②債務保証事業に加え、③生産者・消費者への情報提供事業等の実施により、米穀の需給及び価格の安定を図った。

b 米穀価格形成センター

活発な取引を通じて実勢に即した価格が形成され、売れる米づくりのための的確な市場シグナルが発信されるよう、取引ルールの見直しの方向を取りまとめた。

(オ) 農産物検査の信頼の確保等

農産物検査について、民間による円滑な実施及び一層の信頼確保のため、農産物検査員の技能確認の実施等、登録検査機関の指導・監督を行った。

## イ 麦

麦の担い手の育成や、実需者のニーズに即した高品質麦を安定的に供給するため、以下の施策を推進した。

(ア) 担い手を中心とした効率的な生産体制の整備

a 生産者、普及組織、行政機関等から構成される産地協議会を組織し、認定農業者に対する麦作の集積、集落営農組織の育成・法人化を加速するとともに、生産性や品質の向上にかかる課題解決に向けた各産地の取組を計画的に推進した。

b 大規模乾燥調製施設等の産地における基幹施設の整備を推進した。

(イ) 実需者等のニーズへの対応

a 品種の開発段階から実需者による品質の評価を行い、そのニーズを踏まえた品種の育成を行った。

b 地域ごとに品種の特性を踏まえた栽培技術の確立、実需者と連携した製粉・加工適性の評価等を実施した。

c 産地において、タンパク質含有量等の品質管理評価体制の確立、成分ごとの仕訳保管・出荷等を推進した。

(ウ) 需要に即した良品質麦の生産の推進

新たな麦政策を構築するため、「今後の麦政策のあり方」を踏まえ、民間流通制度、農産物検査規格、品質評価基準等の見直しを行った。また、需要に即した良品質麦の生産を推進するため、政府による無制限買入制度の廃止等を内容とする食糧法の改正を行った。

## ウ かんしょ・ばれいしょ